

令和3年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和3年3月11日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	青田 浩二	参事	森本 陽子
-------	-------	----	-------

説明のため出席した者

住民福祉部長 栗山 浩二

(住民環境課)

課 長	中尾 盛雄	課長補佐	長谷 裕志
-----	-------	------	-------

係 長	池田 麻夢	主 査	有村 和晃
-----	-------	-----	-------

(福祉課)

課 長	山口 聡一朗	課長補佐	小林 純子
-----	--------	------	-------

係 長	島 美紀	係 長	江口 美和子
-----	------	-----	--------

(こども政策課)

課 長	村田 ゆかり	高田保育所 所長	松尾 郁子
-----	--------	----------	-------

高田保育所 主任保育士	横尾 佐知子	係 長	藤吉 有見
-------------	--------	-----	-------

係 長	山口 陽子	主任作業療法士	久原 彩
-----	-------	---------	------

主 査	神崎 勇典		
-----	-------	--	--

健康保険部長 志田 純子

(健康保険課)

課 長	小川 貴弘	課長補佐	渡辺 房子
-----	-------	------	-------

課長補佐	木澤 奈津代	係 長	松田 祐貴
------	--------	-----	-------

(介護保険課)

課 長	細田 愛二	係 長	西村 淳
-----	-------	-----	------

係 長	浦川 真		
-----	------	--	--

(会計課)

会計管理者 田 中 一 之 係 長 一 瀬 奈 々

(農業委員会)

局 長 福 本 美也子 係 長 森 雅 之

(議会事務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長 青 田 浩 二 参 事 森 本 陽 子
係 長 後 藤 理 子

本日の委員会に付した案件

議案第22号 令和3年度長与町一般会計予算

開 会 9時27分

閉 会 16時37分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第22号令和3年度長与町一般会計予算の件を昨日に引き続き議題といたします。本日は健康保険部健康保険課からの所管の質疑を行っていきたいと思います。予算の提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

皆様おはようございます。早速ではございますが、健康保険課所管分につきまして、歳入から御説明いたします。予算に関する説明書の14、15ページをお開きください。12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節老人福祉費負担金のうち、当課所管分は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金696万9,000円でございます。本町より長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣の職員1名に係る給与及び共済費等の人件費分でございます。18、19ページをお開きください。14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち、当課所管分は国民健康保険基盤安定負担金3,619万7,000円でございます。この負担金は国保財政の安定化に資するため、繰り出し金の2分の1相当額を国が、4分の1ずつを本町と長崎県が負担するに当たり、国からの負担金を当該科目において受け入れるものでございます。繰り入れ基準額7,239万5,160円の2分の1を計上いたしております。前年度比3.3%、114万円の増額となっております。同じく2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1億2,762万8,000円は、ワクチン接種に係る直接的な経費を全額計上いたしております。この負担金は、医療機関に対する個別接種委託料1億718万2,000円、集団接種の運営経費のうち医師や看護師の報償費、消毒綿や救急用品などの消耗品費、感染性廃棄物の処理委託料など、接種業務に係る額2,044万6,000円の合計額を国から受け入れるものでございます。続きまして20、21ページをお開きください。同款2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）993万2,000円のうち、当課所管分は577万5,000円でございます。この補助金は、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部に対する国庫補助金を受け入れるものでございます。同じく3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金651万円は、がん検診の総合支援事業に係る補助金として106万円、風疹の抗体価検査等に係る補助金として545万円を計上いたしております。これらの補助金は、主に人件費や郵便料、抗体価検査費用の2分の1が補助されております。同じく新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金2,927万4,000円は、自治体の任意による接種体制の確保を包括的に支援する補助金でございます。コールセンター4名、運営補助1名の接種事

業運営補助委託料1,536万1,000円のほか、クーポン券の郵送代やパソコンや机、書庫などのリース料、各種消耗品費1,391万3,000円の合計額を計上いたしております。22、23ページをお開きください。14款3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金653万円は、国民年金に係る事務費委託金になります。前年度比3.1%、21万2,000円の減額でございます。15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金1億1,026万7,000円は国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額及び国保財政への安定化に資するための繰り入れ基準額の4分の1相当額でございます。前年度比3.6%、386万7,000円の増額でございます。同じく後期高齢者医療保険基盤安定負担金6,160万円は、保険料軽減措置に伴う減収等のうち4分の3相当額を長崎県から受け入れ、これに町の負担分を加えまして後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。前年度比2.9%、173万7,000円の増額でございます。24、25ページをお開きください。同じく2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金217万9,000円のうち、当課所管分は健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する健康増進事業費補助金205万1,000円でございます。30、31ページをお開きください。18款繰入金1項特別会計繰入金2目後期高齢者医療特別会計繰入金1節後期高齢者医療特別会計繰入金は存目計上でございます。32、33ページをお開きください。20款諸収入4項受託事業収入1目後期高齢者医療受託事業収入1節後期高齢者医療受託事業収入2,346万4,000円は前年度比2.7%、65万7,000円の減額でございます。内訳につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合から受託の2つの事業に係る分でございます。1番目の健康診査事業は受診人数を50名減少と見込み、前年度比3.3%、46万5,000円減額の1,366万4,000円を計上いたしております。2番目の後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業は、広域連合の保険事業と自治体の保険事業、介護予防事業を市町で一体的に実施し、高齢者のフレイル状態を予防しようとする事業でございます。医療と介護データを基に対象者を選定し一人一人に合った支援を行います。前年度と同額を計上いたしております。34、35ページをお開きください。同じく5項雑入1目雑入の下から12番目の後期高齢者医療制度特別対策補助金300万2,000円のうち当課所管分は224万9,000円ございまして、後期高齢者医療広域連合からの健康ポイント事業及び2回開催予定のウォーキングイベントに対する補助金になります。さらに7段下の臨地実習受入金10万円は、保健師、栄養士、歯科衛生士の学生実習受け入れ時の謝金となっております。36、37ページをお開きください。上段の保健事業参加者負担金12万8,000円のうち、1万3,000円が当課所管分ございまして、食育事業の一環として実施の児童クラブ等での調理実習における参加者負担金を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。88、89ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目国民年金事務取扱費1,378万1,000円

は、前年度比8.5%、128万5,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、育児休業代替職員1名の減少によるものでございます。2節から4節までは年金係職員2名の給与及び社会保険料等でございます。その他につきましては前年度とほぼ同額を計上いたしております。90、91ページをお開きください。同じく5目国民健康保険費3億627万7,000円は前年度比0.2%、59万5,000円の増額でございます。2節から4節までは部長及び課長並びに派遣職員を含む保険係職員合計10名分の人件費を計上いたしております。92、93ページをお開きください。27節繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金2億3,635万円は前年度比0.1%、12万1,000円の減額でございます。104、105ページをお開きください。3款民生費3項老人福祉費3目後期高齢者医療費5億5,425万7,000円は前年度比3.7%、1,964万9,000円の増額でございます。12節委託料1,317万3,000円は1,650名分の後期高齢者に対する健康診査費などの経費でございます。18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金4億3,321万4,000円は前年度比4.2%、1,757万4,000円の増額でございます。この負担金は、本町の後期高齢者における療養給付費の12分の1相当額を後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき負担するものでございます。27節繰出金、長与町後期高齢者医療特別会計繰出金1億343万3,000円は、事務費等2,129万8,000円、保険基盤安定負担金8,213万5,000円の合計額でございます。前年度比3.3%、327万8,000円の増額になります。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費1億845万2,000円のうち当課所管分は6,779万6,000円でございます。前年度比4.3%、306万2,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、職員の給与及び手当、共済費の合計額が362万8,000円減少したことによるものでございます。2節から4節のうち4,318万1,000円は健康増進係職員6人の人件費を計上いたしております。1節報酬228万3,000円は健康センターの一般事務補助職員の報酬並びに健康ポイント体組成測定時の看護師及び一般事務補助職員の報酬を計上いたしております。7節報償費468万3,000円には、健康ポイント事業参加者報償費458万9,000円を計上いたしております。令和3年度は参加者1,700人を見込んでおり、住民へのインセンティブとして一人最高5,000円相当額を設定しております。10節需用費342万4,000円のうち281万3,000円が健康ポイント事業関連でございます。歩数計といたしまして500個分、62万8,000円、消毒用アルコールなどの感染症対策物品の購入に27万5,000円、2回のウォーキングイベントに伴う印刷製本費として155万円が主な内訳でございます。11節役務費101万5,000円は前年度より35万円の減額でございます。健康ポイント事業参加者の全体人数を300名減じたことによる郵便料等の減少が主な要因でございます。12節委託料41万7,000円は健康管理システム及び健康ポイントシステムの保守委託料を計上いたしております。108、109ページをお開きください。1

5節原材料費6万3,000円はふれあいセンターのピザ釜の修繕に要する材料費になります。18節負担金、補助及び交付金1,201万7,000円は前年度より334万6,000円増額しております。主な要因といたしましては、2次救急医療等の安定的運営を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者転院促進費負担金208万8,000円を計上したためでございます。制度概要といたしましては、新型コロナウイルス患者の回復期及び慢性期の患者を民間医療機関が受け入れた場合、患者一名につき25万円を支援する長崎医療圏独自の対策でございます。翌年度精算払いの制度でございますので令和3年度からの予算計上となっております。同じく2目感染症予防費3億2,051万5,000円のうち2億52万円が当課所管分でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る額は、接種事業といたしまして1億2,762万8,000円、体制確保事業といたしまして2,927万4,000円、合計1億5,690万2,000円でございます。主な内容といたしましては、医療機関による接種委託料といたしまして4万6,000回分、1億718万2,000円を計上いたしております。その他分につきましては従来どおり、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、風疹の予防接種委託料、結核検診に関する費用を計上いたしております。112、113ページをお開きください。同じく4目健康増進費5,888万円は前年度比0.5%、30万1,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、各種がん検診の委託料5,414万1,000円でございます。前年度とはほぼ同額でございます。その他につきましては、健康相談、訪問指導事業における専門職の会計年度任用職員の人件費や、健康教育事業の調理実習における材料費、フッ素化物洗口における消耗品費などを計上いたしております。

続きまして主要な施策に関する説明書の19、20ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費5目国民健康保険費につきましては繰出金を、同じく3項老人福祉費3目後期高齢者医療費につきましては高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては健康ポイント事業を、同じく2目感染症予防費につきましては新型コロナウイルス予防接種に伴う事業を計上いたしております。次に24ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧でございます。24ページの下から3段目が健康保険課分でございます。33ページをお開きください。補助金・負担金一覧でございます。上から2段目が健康保険課分でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合試算額のうち12分の1を町が負担することになっております。長崎県市町村保健師会負担金につきましては5人分、長崎県栄養士会会費につきましては3人分の会費となっております。病院群輪番制病院負担金は、人口割によって長崎市から請求される負担金でございます。在宅当番医制事業運営負担金は、事務局が本町から西海市へ移行することに伴い、従来の医師会へ納付する委託料から西海市へ納付する負担金に変更したため、本年度から新規に計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症患者転院促進費負担金は令和3年度からの新規事業でございます。民間医療機関等が患者を受け入れた際に

一名につき25万円を支援する長崎医療圏独自の取り組みでございます。長崎市が事務局となり、翌年度精算払いにより負担金として長崎市に納付するものでございます。補助金につきましては、食生活改善推進員協議会、長与町健康づくり推進員協議会へ交付することとしております。フッ素化物洗口推進事業費補助金は、私立の幼稚園、保育園における消耗品費等の実費額を補助することといたしております。

以上が健康保健課所管分の当初予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページを追って質疑を行っていきたいと思います。まずは歳入から14、15ページ、12款1項3節、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金が健康保険課所管でした。続きまして18、19ページ、14款1項1目1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金、2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金のうち新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金が健康保険課でした。西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

歳出になるのかよく分からないのですが、この新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金というのは、集団接種の分ですか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

集団接種のうち、直接的な形で接種費用として認められる部分がこちらの負担金に入っております。これと別に個別接種の分も含め、接種に直接的に関する経費を国の方で負担金として見るものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ならばこれは、長与で何か所か接種をしますよね、そのときの高齢者の移動に関してタクシーとかで移動するとか、そういうのもこれに含まれているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

現在のところ、高齢者の方にどのように会場の方に来ていただくかということはまだ検討中でございますが、もし、そういった対策をとった場合、自治体独自で取り組む事業ということになりますので補助金の方が対象になるかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

それではページを進めていきたいと思います。次に説明を受けたのが20、21ページ、14款2項2目3節老人福祉費補助金の原爆分の一部、その下の14款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金等があります。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

1点確認をさせてください。21ページ、新型コロナウイルス接種体制確保事業国庫補助金ということで、これはクーポン券も入っていると思うんですけども、そのクーポンの内容としてはもう雛形があるかと思うんですけども、その内容をお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

接種対象者にお送りする接種券は接種2回分のクーポン券と、接種が不対象ということで予診のみを行った場合の予診のみのクーポンが2枚ついているシール型の台帳になっております。それにまた、さらに接種済みの方に接種済みを証明するための欄が記載されているものになります。それが1枚のシールのシートになっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もう少し具体的に欲しいんです。例えば接種券の中には、個人が接種します、拒否しますとか、会場をどこにするかとか、詳細なことは書いてないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

接種券は予診票に貼るための、接種をしたかどうか確認するためのシール台帳になっておりまして、実際に接種をするための予診票などは、また別で郵送するようになっております。あと、個別接種であったり、集団接種の会場がどこであるかなどは別にチラシを送っておりまして、その中で選択して接種をしていただくようになっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

であれば、本人が予めどこで受けるというのは、もう勝手に行くわけですよ。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

高齢者の方の集団接種の場合の割り振りにつきましては、まずアンケートの方を3月

中旬に発送を予定しております。その中身につきましては、会場はどちらがよろしいか、健康センターか、町民体育館かを選ぶ欄がございます。次が日曜日に開催を8時間で予定するんですが、そのうち都合が悪い日にちをお聞きします。その上で順番として早く受けたいのか、遅く受けたいのか聴取し、当方で割り振り、決定通知を発送させていただき、そこで何月何日の何時からどちらの会場に行ってくださいという御案内をいたします。本人が、用事があって都合が悪くなった場合はコールセンターの方に連絡があり、また再調整をする、そういう流れで、円滑な接種まで促せる仕組みを模索しております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。要はアンケート結果によって、どこかの会場に負担が掛かるようなことにならないように、それでまたいろいろ変えるということなんですね。ただ、基本的には町民の希望は叶えてもらえるようなことで考えているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

原則、希望に沿った形でどうにか組みたいとは考えているところですが、どうしてもうまくいかない場合、若干可能性としてあるのかなど。そのときには当然、私達も本人様にお伺いをしながら「御意向と違う形になりますけど、できますか」と、きちんと丁寧に対応をさせていただきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

そのアンケートは高齢者の方だけへの取り組みなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今のところは、やっぱり処理の数が一般の方まで広げますと相当数になり、なかなかスムーズにいかない面もあろうかと思っておりますので、まずは御高齢の方を対象としてアンケートを行うとともに、一般の方につきましては円滑にする何か、例えばネットでの予約などの研究をしている段階でございます。もうしばらくするとそれを公表できる状態になろうかと思っておりますので、お待ちいただければと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同じところの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金に関して、

支出にも関わるかと思うんですけども、先程からコールセンターという話がございましたが、現在も設置しているんですか。この体制が4名ということで、こういった方がコールセンターで働いているのか、そのコールセンターの役割の概略を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

2月の臨時議会のときに補正予算として上げさせていただきまして、2月の中旬からコールセンターの人員を確保いたしまして、現在役場の2階第3会議室に設置をしております。コールセンターの役割といたしましては、先程申しましたように接種券の発送準備や、その前に送る高齢者のアンケートの準備をしております、その発送をいたしましたら、それに対する問い合わせに対する受け答えであるとか、予約の変更の対応など、また医療機関での個別接種が始まりましたら、そちらへのワクチンの供給についての連絡などをさせていただくようになっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

西田委員も懸念していたのは、高齢者の方がこういった形で受けられるのかというその手続きですよね。単純に接種券を持って病院に行けばいいものではない、事前にある程度のいろんな準備が必要だということで懸念されると思うんです。かたや、若い方の接種の段階に移っていくと、ある程度皆さん自分でできるようになる。自分でいろいろな情報を得ることができる。となると、ネット予約ができるとか、もう少し簡単なやり方が必要だと思います。逆に若い方がそういった書類の手続きや電話をするというのは複雑というか、面倒なんですよね。となると接種率の低下などが懸念されますので、もう一度どのような形で取り組んでいくのかということをもう少し詳しく教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

委員御指摘のとおりだと考えております。御高齢の方につきましては、丁寧に情報をこちらから提供をさせていただくともに、うちが主導となって「この日にここに行ってください」というような案内を差し上げて、その中で御高齢者の方も気軽にコールセンターの方に連絡があって、まあ職員とともにコールセンターがございますので、横の連携をとりながら一人ずつ丁寧に対応をしたいと考えております。御指摘のとおり若い方は人数が多いことから、電話で病院に予約だと、病院の電話が鳴りやまない状態になるかという懸念がございます。ネット予約については個人情報観点等から、円滑にはなかなか、こういった仕組みにするか非常に難しい状況ではございますが、現在、業者とディスカッションをしながらどうにか形にしようとして取り組んでおります。その点を踏

まえ、一般の方がスムーズにネット、電話で予約できるようにしたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一部個別接種でも対応をされると言われていると思うんですが、この個別接種で受けられる方はどのような方で、どこで受けられるのかということと、あと、今回高齢者を順番的に先に始めて、そのあとに基礎疾患を持っている方達が次に控えているとテレビとかでも見るんですけども、高齢者で基礎疾患を持っている方は、高齢者の中でも優先順位の対応というのは何かあるんですか。それとも高齢者一括りで、高齢者だから基礎疾患を持っていても、持ってなくても一定の順番ですということになっているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

国の仕組みとしましては、御高齢の方はすべからくりスクが高いということで括りとしては一つになっております。本町といたしましても、この一括りになっている御高齢者のうち、クーポン券をどこから発送していくかということが懸案事項でございまして、まず順番に75歳以上の御高齢の方から。御高齢になればなるだけ基礎疾患をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますので、優先順位としては75歳から、その次が70歳というふうに、段階的にクーポン券を発送させていただこうかと考えております。ただし、集団接種の場合は既に案内を差し上げておりますので、その兼ね合いで今考えている仕組みが非常に難しい状態になろうかとも思うんですが、まず集団につきましてはそういったところをよく見ながら、例えば予約を受け付けてアンケートを取りました。その中で75歳以上の方を集団に埋めてしまっていて、加えて医療機関でも75歳の方がクーポン券を持って病院に行かれるという状態を保つために、例えば、5月は75歳の方を中心として集団接種と個別接種に対応するとか、そういうところで切り分けを一定行いながらリスクが高い方から先に受けられるように調整をしていきたいと考えております。ご質問の件は、御高齢の方のうち基礎疾患のある方について優先順位が高いのかどうかということですが、今のところ国は一定としておりますが、うちは何らかそこのところをどうかフォローをしたいなど。アンケート中でも、集団接種の方は原則として健康に自信のある方、基礎疾患がある方は病院となりますので、基礎疾患がある方は病院にも頻繁に行かれておりますので医師と話をしながら、その中で優先的に予約が取れるような状況ができればよろしいのではないかと考えているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

個別接種を受けようと思う人は受けられるんですか。どんな人が個別接種を受けられ

るのか、どこで受けられるのかという点を、お聞きをしたかったんですけども。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

3月の広報紙でも個別接種と集団接種の対象者を明記しておりますが、個別接種につきましては基礎疾患や急性疾患をお持ちの方、通院、入院している方のほか、体調に不安がある方を対象にしております。今、手を挙げていただいている医療機関が22ございまして、その中で接種をこなしていただくと。かかりつけ医が長崎市であっても広域的な形で基礎疾患がある方であれば、連合会を介して接種ができるような仕組みになっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

一般質問で質問しましたが、運営体制で3名の職員に併任職員3名を追加し、委託業者5名を含め11名体制の予防接種班を編成して、万全の体制で臨むとしているんですけども、この中にはコールセンターも含まれると解釈していいんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

コールセンターもこちらに含まれております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

西田委員。

○委員（西田健委員）

接種スケジュールについて、もう一度お願いをしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

接種スケジュールといたしましては、長与町にワクチンが入る目途がまだはっきり分かっておりません。とりあえず今分かっているのは、4月の中旬にファイザーのワクチン1箱975人分、下旬に1箱届くというようなところが出ており、5月以降の予定がまだ立っておりませんので、まずは高齢者施設の入居者の方を対象にした、施設での接種をと思っております。それから集団接種は5月の中旬ぐらいからの日程で予定を立てておりまして、ワクチンの入荷次第と申込者数で実施を考えております。また個別接種につきましても同様に、ワクチンの入荷次第で病院に配分できる数が決まっております。

ので、病院には順次予約を取っていただきながら、ワクチンが届きましたら順次配って、接種していただくというふうに、現在のところ考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところで伺いたいんですが、今、個別接種は予約を取ってという説明がありましたけど、ワクチンは多分1個から5人分か6人分。そうすると個別接種の場合、少なくとも同じ日か何日かの間に5人受けないと無駄になってしまうと思うんですが、例えばここで受けたいという人を5人、その日にまとめるといった調整は医療機関がやるんですか。こっちで調整して医療機関に振るんですか。その流れについて説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

医療機関の予約につきましては現在スムーズにいくやり方を検討中ですが、今の国の仕組みとしましては、電話の方で5の倍数で予約を医療機関で受け付けるという仕組みでございます。そうしたときに医療機関で混乱が生じたり、通常診療に影響が生じる事態が想定されますので、ここをどうにか解消をしたいと。またキャンセル待ちにつきましても国の方がそういった体制をとアナウンスがっておりますが、例えば個別接種に来られている方を本町の方で急に問診をした結果、受けられない方がいらっしまった場合、連絡を受けて集団接種の方に予約されてる方のどなたかをコールセンターの方で声を掛けて、「病院に行っていただけますか、何時ぐらいに」という形で対応ができれば、キャンセル待ちで、病院の方でまた別の方を探すということは非常に大変ですから、そこを含めて今うまくいく仕組みを考えているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

例えば一つの機関で受けたいという人が1人しかいなかったら、あと4人揃うまで受けられないということがあると思うので、これから大変だと思いますが調整をしていただければと思います。同じ節の、この2つ上の疾病予防対策事業費等補助金651万円ですが、先程の御説明で、がん検診で百何万円かと、風疹の抗体検査五百何万円とのことだったと思うんですが、令和2年度のこの部分の予算は387万円になっていたと思うんですが、この増額の理由とはどういうものでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

まずは本町の風疹の接種対象者の考え方ですが、国の方は3分割をして3か年でという話もあったんですが、本町は令和元年と2年の2回に分けてクーポン券を発送し、対応しているところがございます。その中で、やはり検査率が非常に低い状況でございますため、令和3年度は未検査者も含めて対象として、どうにか国の目標とされる抗体価90%を確保するために取り組みをしたいと考えております。対象者が従来より250名ほど増えているというところで、こちらの抗体検査の部分につきましても費用が掛かってしまい、補助対象としては予算上あがっているところですが、未検査者の方ですのどこまで受けていただけるかというのはなかなか想像が難しいことから、あくまでも予算上という捉え方で、ここを解消したいという思いで今回の予算計上とさせていただいているところがございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると御説明があった風疹の抗体検査というのは、一昨年からは始まっていた、いわゆる追加的対策の方の分の抗体検査ということによろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

私も質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

新型コロナウイルスワクチン接種の関係で皆さんからいろいろ質疑が出たので、私も気になるところが、本会議の一般質問でもされて、基礎疾患をお持ちの方が町外のかかりつけ医療機関では接種ができない、あくまでも町内の医療機関での接種という話だったと思います、本会議でのやり取りの中で。ワクチンが人口で届くということで町内の医療機関でしか受けられない、基礎疾患は本人の申告制という話だったと思うんです。やはり町民の方からそういう話を聞く中で不安な声もあるわけですね、「町外のかかりつけ医で受けられるのが安心ではないかな」と言われてて。例えば本人が「こういう病気を持っています」と言った場合、先程言われた医療機関で連携してということとをされると思うんですけども、そういう場合は一度町内の医療機関にかかって「自分はこういう基礎疾患があります」と報告して、そこでその医療機関がその方のかかりつけ医

に連絡をして、状態を教えてもらって、また本人が町内の医療機関に行って接種を受けるという形、そういう流れになるんですか。詳しく教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

まず基礎疾患がある方が町外の病院にかかられているという場合は、かかりつけ医の方で受診ができます。一般質問で私が答弁をさせていただいた部分につきましては、全体的に広域的に接種をという質問と理解をしておりましたので、基礎疾患が全然ない方が、自分がかかっている医療機関で受けられるかどうかと言いますと、ワクチンが実際に割り振られているという観点から、そこまでは体制が整っていませんという回答でございました。基礎疾患がある方は自己申告で、長崎市にかかりつけ医があった場合そこで接種ができる体制でございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。勘違いをしていました。もう一つ先程の質疑の中で、今回ワクチンの数からいくと「施設入居者の高齢者から」と言われていました。本人が「接種を受ける」、「受けない」の判断ができない高齢者や患者の場合は家族の判断になるのか、どういう形で対応される予定なのか、そこも教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

施設入所者の接種につきましては、家族や主治医が本人の接種の意思を確認して実施をするという形になっております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を続けます。次22、23ページに進めていきたいと思います。ここは14款3項2目1節と15款1項1目1節のうち、国民健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療安定負担金ですね。質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思います。次24、25ページ、15款2項3目1節のうち健康増進事業補助金、健康保険課となっております。

戻っても構いません、ページを進めていきたいと思います。次が30、31ページ、18款1項2目後期高齢者医療特別会繰入金1節存目計上です。

ページを進めていきます。次が32ページの下段、20款4項1目。

西田委員。

○委員（西田健委員）

先程の説明で20款4項1目後期高齢者医療費受託事業収入では、後期高齢者医療受託費として今回50名減を見込んでいると御説明があったんですけども、その50名減の根拠を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療の被保険者の方の検診の人数ですけれども、令和元年度に受診者の数が伸びていたものですから、令和2年度で予算を計上するときに大幅に増加する見込みで前年度よりも予算を大きくとっておりまして。ただ、実績としては見込んだほどは伸びておりませんで、2年度の予算を少し大きく取りすぎているものですから今回3年度で50名分を減らしたということで、実績として減っているということではなくて、増加傾向にあるんですけれども、予算上減らすことになったということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。34、35ページに進めていきたいと思います。20款5項1目雑入の中段より下の後期高齢者医療制度特別対策補助金と臨地実習受入謝金、次のページにいきまして保健事業参加者負担金。質疑はありませんか。

歳入に戻っても構いません。歳出のページを進めていきたいと思います。88、89ページ、3款1項3目国民年金事務取扱費の下段から次の90、91ページは3款1項3目と5目、4目以外ですね、質疑はありませんか。

では93ページの繰出金までが健康保険課。次に104、105ページは3款3項3目後期高齢者医療費のところ。質疑はありませんか。107ページまで行きましょう。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

107ページの上段、予防接種健康被害調査委員会委員報酬8万6,000円というそう大きい金額ではないんですが、この健康被害調査というところが気になるんですけども、こちらの方の説明をいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

予防接種健康被害調査委員会は毎年度1回実施の見込みで予算計上をしていたんですけども、今年度は新型コロナウイルスの予防接種があるということで、副反応などによる健康被害が起こった場合はこの委員会を開き、健康被害に当たるかどうかなどの調査をして国に申請をする委員会ですので、それを3回と予定し増額しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

私もその件でお伺いしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

予防接種で副反応が出たら、この調査委員会を立ち上げるということでしょうけど、今、結構アナフィラキシーショックが出ていますけど、一人一人に対して会を開いていく形になるのか、もし一定数が出たときの会の開き方と、どれぐらいのスパンで調査報告が出せるものなのか、一度開けば調査報告が出せるものなのか、分ければ教えていただきたいなと思うんですけども。

○委員（金子恵委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

過去、十何年前に開いておりまして、そのとき調査委員会をする前に保健所、御本人そして病院の先生方などにもいろいろ聞き取りをして、それでもやはり被害調査委員会を開かないといけないという運びとなって開くということで、滅多に今まで開いたことがないという現状になっております。ただし新型コロナは副反応の件も報道されておりますので、今までよりも多く取っているのが現状です。ですから一人一人、あったら一人に対応するという形で、溜めたりはしないとなっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私が考えていたイメージとちょっと違っていたというか、そうするとこの調査委員会はいくまでも原因が分からないというか、保健所などでいろんな調査をされてそれで解決する場合もあるわけですね。そうすると、この調査委員会はどこで判断で開くということになるのか。例えば、本人が保健所、医療機関などで調べた結果に不服があって「調査委員会を開いて欲しい」という要望のもとで開くのか、それとも医療機関が調査したけどもよく分からないから開くのか、その開くきっかけになるのはどこなのか教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

やはり国に上げていくかどうかというところが基準になってくると思います。だからその前にお互いに「違う、違いますよね」というところが分かれば、被害調査委員会には出さないということになります。ですから、その予防接種の影響がどうかという点も含めて分からないもありますし、これは明らかだという部分もあって、そういう部分も

含めて調査委員会を開くことになると思います。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう一度確認ですけど、例えば副反応が出た方から医療機関とか、保健所などが調査してこういう反応が出ましたと。例えば「この予防接種が原因ではありません」という結果が出たとしますよね。それでも本人から「これは予防接種が原因だ」という要請が来た場合に委員会を開くという場合もあるわけですね。そこもお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

今まで長与町ではその微妙なところを体験したことがなく、1回だけ経験したのが、多分そうだろうという割と濃厚なところで接種被害委員会を開いたことがありました。ですから河野委員が言われるような不服とかという部分ではなかったと思っています。そして被害調査委員会は町が主導になって開いていくこととなります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

106、107ページの4款1項1目保健衛生総務費、先程、職員の手当か報酬か分からないんですけど300万円減額という説明でしたが、もう一度説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

説明が分かりにくくて申しわけなかったんですが、こちらの4款1項1目につきましては他課の分と混ざっておりますので、そのうち6,779万6,000円が当課の分で、このうち前年度とその括りで比較したところ4.3%、306万2,000円の減額でしたという説明になります。要因といたしましては、職員の給料、手当、共済費の合計が減少になったからという説明でございます。例えば4款1項1目につきましてはコロナ関係で職員も増えておりますので、それとの整合性のことを考えて聞かれたのかなと理解しますと、給与費明細等も含めまして1月1日現在の職員数の中で予算計上をするという人件費のルールがございますのでそことの兼ね合いで、こういった形での予算計上で減額した要因であったということで御説明した次第です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると職員数が減っているということですか、令和2年度より。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

前年度の4月1日と比較いたしますと7月に1名、そのあと本年1月1日に1名保健師が減少しています。年度では2名減少したということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めてまいりたいと思います。戻っても構いません。次108、109ページも健康保険課となっております。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

108、109ページにあります4款1項1目18節の新型コロナウイルス感染症患者転院促進費負担金ですが、先程の御説明だとこの予算が医療機関等に行くのではなく、市に取りまとめる機関があつて、そちらへの負担金ということだったと思うんですが、翌年度払いなので令和2年度の実績に基づいての金額かと思うんですが、町が負担して医療機関にはどこから、どう支払われるのか、もう1回説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

制度の仕組みとしましては、まず何に基づいてこの制度が発足したかと申し上げますと、皆様御存じのとおり、長崎医療圏では1月上旬から病床数の90%をコロナ病床が占めるという危機的な状況になりまして、それに当たるため救急医療関係の病床数を減らしコロナ用に拡充をしたということで、医療崩壊も含め非常に懸念されるような事態となりました。そのため令和3年1月29日付けで、長崎医療圏の中で民間医療機関に要請を掛けております。今回の事業につきましては、保健所がある長崎市が県と連携しながら長崎医療圏全体の入院調整も行っておりますので、その中で民間が受け入れた場合、一旦長崎市が全部支払いをするようにしましたが、3月末に蔓延をしたときに翌年度4月15日までに申請をすることは難しいということで、人口割で負担金として請求を受けることになるんですが、長崎市の計算が間に合わないことから翌年度払いの清算方式という制度として立ち上げた経緯がございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確認ですが、負担割合とは人口割ですか。もう一度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

人口割となっております。長崎市、長与町、時津町、西海市につきましては西彼町と大瀬戸町の人口按分の形で負担金として請求を受けるということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めていきたいと思います。110、111ページは一般備品購入費と予防接種助成費までが健康保険課となっております。

質疑はありませんか。112ページ、4款1項4目健康増進費が健康保険課となっております。

戻っても構いません。あと主要な施策に関する説明書の19、20ページ、24、33ページがそれぞれ説明をされております。また一定議論がされたところではありますけれども、資料でも質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで健康保険課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で11時まで休憩いたします。

（休憩 10時46分～10時58分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより介護保険課の所管の審査を行います。予算の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは議案第22号令和3年度長与町一般会計予算の介護保険課所管分につきまして御説明をさせていただきます。歳入の総額は2,159万8,000円で、対前年度比6万1,000円の増額、また歳出の総額につきましては5億1,930万円、対前年度比4,952万8,000円の減額となっております。第8期介護保険事業計画の策定に伴いまして、令和3年度における介護給付費等が減額推計となったことが減額の主な要因となっております。

それでは説明書に沿って説明をさせていただきます。まず歳入でございますけれども、説明書の18、19ページをお開き願います。14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課所管でございます。これは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫負担でございます。続きまして、22、23ページをお開き願います。15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましても、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課所管分でございます。こちらも低所得者保険料の軽減額に対する4分の1の県負担分でございます。次の24、25ページに移りまして、15款2項2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金のうち、介護保険低所得者特別対策事業費補助金が

介護保険課所管でございます。これは社会福祉法人等が行います利用者への負担額軽減対策費としまして、県が基準額の4分の3を補助するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。102、103ページをお開き願います。3款3項2目介護保険費は全て介護保険課所管でございます。1節報酬につきましては育児休業代替職員に係ります報酬、2節給料、3節職員手当等、次のページに移りまして4節共済費、8節旅費までは職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。18節負担金、補助及び交付金は社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金で、こちらは歳入で先程説明いたしました。社会福祉法人が低所得者に対して介護給付自己負担額等を減免した場合の社会福祉法人に対する補助でございます。27節繰出金につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の町負担分、国、県負担分を含めました介護保険料の低所得者軽減負担金、それと事務費相当分を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。続きまして、主要な施策に関する説明書の21、22ページをお開き願います。主要な施策の介護保険課分で特別会計への繰出金を記載しております。また、33ページには補助金・負担金一覧の介護保険課分を記載しております。

以上が令和3年度長与町一般会計予算の介護保険課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは歳入の方から質疑を始めたいと思います。歳入18、19ページ、14款1項1目低所得者保険料軽減負担金、22、23ページ、15款1項1目1節も低所得者保険料軽減負担金、24、25ページは15款2項2目3節の介護保険低所得者特別対策事業費補助金となっております。質疑はありませんか。歳出に移ります。戻っても構いません。歳出102ページから105ページまで全てが介護保険課となっております。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

低所得者保険料軽減負担金ですが、これは第1段階、第2段階、第3段階とあると思うんですが、それぞれの本町の対象世帯の数は分かりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

第1段階から第3段階までの世帯数は把握してないんですが、保険者数でお答えさせていただきます。第1段階の被保険者数を1,504人、第2段階を655人、第3段階を588人で推計しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

関連しますけど、ここの割合が全体数のどれくらいになるのか、教えていただければと思います。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

全体の被保険者数を令和3年度1万1,191人と推計しておりますので、第1段階から第3段階までの被保険者数が2,747人になり、率として約24.5%になります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その比率は例年と比べて増えているものなのか、減っているものなのか、あまり変わらないものなのか、参考までに教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

この率を、経年で把握をしていないのでお答えすることができません。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで介護保険課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより農業委員会所管の審査を行います。予算の説明を求めます。

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

皆様こんにちは、それでは令和3年度長与町一般会計当初予算に係る農業委員会所管分の説明を申し上げます。農業委員会の予算の総額は人件費を除いた額で歳入は271万2,000円、歳出は1,115万6,000円でございます、歳入歳出ともに前年度と大きな増減はございません。

それでは一般会計予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。説明書の

24、25ページをお願いいたします。歳入でございます。15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目農業委員会交付金と5行目の農地集積・集約化対策費補助金、この2件が農業委員会の所管でございます。1行目の農業委員会交付金は、農業委員会の円滑な活動に資するために交付される交付金でございます。5行目の農地集積・集約化対策費補助金は、担い手への農地集積、集約化を推進するために交付されるものでございまして、夏場に毎年実施をいたします農地利用状況調査に係る経費に充当をいたしております。続きまして、34、35ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入の6行目農業者年金事務委託手数料、こちらが農業委員会の所管でございます。これは農業者年金業務に要する経費を農業者年金基金から交付されるものでございます。以上が歳入でございます。

続いて歳出に移らせていただきます。歳出の126、127ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は全て農業委員会の業務に係るものでございます。1節報酬につきましては農業委員会委員報酬及び2行目の農地利用最適化推進委員報酬につきましては、農業委員12名と農地利用最適化推進委員8名の報酬でございます。次の一般事務補助パート報酬及び、次の農地利用状況調査員報酬につきましては、毎年夏場に実施します農地利用状況調査に係る報酬でございまして、調査員には農地の現地調査を行っていただき、一般事務補助パートにはその際の資料の整理等をお願いしております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の1行目の共済組合負担金、ここまでは農業委員会の職員3名分の人件費となります。7節報償費は、農業委員研修時の講師謝礼と農地等利用関係紛争処理に係る報償費を計上いたしております。8節旅費、普通旅費は職員の会議や研修に係るものを、費用弁償は農業委員及び農地利用最適化推進委員の会議や研修及び毎月の総会案件の現地確認に係るものを計上いたしております。9節では交際費2万5,000円を計上いたしております。10節需用費は農業委員会業務に要する消耗品、食糧費、印刷製本費をそれぞれ計上いたしております。128、129ページをお願いいたします。12節委託料は農家台帳システムの保守及び更新処理業務に係る委託費を計上いたしております。13節使用料及び賃借料は、主なものといたしまして農業委員会の県外研修時のバス借り上げ料25万円を計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金は、農業委員会業務に関連する団体への負担金及び補助金でございます。

以上が農業委員会の所管でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。農業委員会については歳入歳出合わせて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

127ページの7節報償費の農地等利用関係紛争処理報償費ですが、過去において紛

争があったんですかね。それと129ページのながさき農業委員会女性ネットワーク会費。女性の農業委員を増やせと以前から話があったんですけども、今、女性は何名おられるのか。やっぱり増やす方向でいってるのかお聞きしたいです。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

126、127ページの7節報償費、農地等利用関係紛争処理報償費でございます。過去に紛争があったかという御質問でございますけれども、かなり前にはトラブルがあって、農業委員会が間に入っただけの紛争の処理を行ったということはございますが、近年ではございません。続きまして128、129ページの18節ながさき女性委員会女性ネットワーク会費の件でございます。女性の農業委員が何名かというご質問でしたが、長与町では現在3名の女性に農業委員を担っていただいております。ちなみに前回は3名の方に担っていただいております。方向性としては、できるだけ女性の数を増やしていこうという方針で進めております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで農業委員会の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから会計課所管についての審査を行います。提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

おはようございます。それでは令和3年度一般会計予算の会計課所管分につきまして御説明いたします。

まず歳入ですけれども、説明書の28、29ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金ですが、説明欄の下から5番目の用品調達基金運用収入1,000円が会計課所管です。普通預金の利子部分を計上しております。次に32、33ページをお願いいたします。20款2項1目1節町預金利子8,000円でございます。これは一般会計のほか、町県民税等の歳計外の現金の普通預金及び定期預金の利子部分を計上いたしております。

次に歳出でございます。歳出の48、49ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費4目会計管理費でございます。職員の人件費が主なものでございます。次ページの10節需用費までが会計課の所管となります。次に200、201ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費2目利子でございます。説明欄の一番下にあり

ます一時借入金利子償還金82万6,000円を計上いたしております。

最後ですけれども、基金の状況といたしまして主要な施策に関する説明書の39、40ページをお開きください。会計課所管分は下から2番目、用品調達基金100万円を有する定額運用基金でございます。庁舎内で使用する封筒、納入済通知書等の集中購買を行っている基金になります。

以上簡単ではございますけれども、会計課所管の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を始めます。会計課についても歳入歳出併せて同時に質疑を受け付けたいと思います。また、主要な施策に関する説明書の39ページについても質疑を受け付けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで会計課所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより議会事務局、監査委員会の審査を行います。提案理由の説明を求めます。青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは議事課所管分について御説明いたします。歳入は13万3,000円、歳出は職員人件費を除く1億382万円でございます。それでは歳入より御説明いたします。説明書の36、37ページをお開きください。20款5項1目1節雑入の上から4行目、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金13万3,000円でございます。こちらは県町村議長会が実施いたします議長並びに事務局職員の研修に伴い経費の3分の2を補助していただくようになっております。歳入は以上になります。

続いて歳出になります。40、41ページをお願いします。1款1項1目議会費でございます。1節報酬は議長以下16名分の議員報酬と事務補助2名分のパート報酬を計上しております。2節給料は職員4名分、3節職員手当等につきましては上から9行目までが職員分、最終行の議員期末手当が議事課所管分となります。議員期末手当につきましては、支給割合が3.4月から3.35月に改正されたことにより26万8,000円の減額となっております。4節共済費は共済組合負担金が職員分、2行目からの3つが議事課所管分になります。3行目の議員共済会給付費負担金につきましては、負担率が0.354から0.336に下がりましたので89万8,000円の減額となっております。7節報償費をお願いします。2行目の謝礼につきましては、新年度から議会だよりについてのアンケートを実施するよう広報広聴常任委員会で決定されました。そのア

ンケートに回答をいただいた方へのお礼として、新規で1万6,000円を計上しております。8節旅費につきましては、今年長崎県が上海市と友好交流関係樹立25周年等で県訪中団が組まれる予定となっており、それに山口議長が参加することや、冬の全国高校ラグビー大会に北陽台高校が出場した場合、例年議長が試合会場まで激励にお訪れておりますが、旅費は今まで町長部局で支出しておりました。しかし、新年度からは議事課でその予算を計上するようになったこと。また、議長が県町村議長会の会長に就任されたことに伴って局長の随行が増えることなどにより73万5,000円増額しております。10節需用費につきましては、議会だよりの印刷部数を500部減らしたことなどにより17万1,000円減額しております。42、43ページをお願いします。11節役務費の2行目の通信運搬費につきましては、先程御説明いたしました議会だよりのアンケートの郵便料として1万6,000円増額しております。その他につきましては、例年どおりの経常経費となっております。

続きまして、監査事務局所管分について御説明いたします。歳入はございません。

歳出は説明書の80、81ページをお開きください。2款6項1目監査委員費でございます。監査事務局の所管分は、職員人件費を除く230万3,000円でございます。1節報酬は監査委員2名分になっております。2節給与から4節共済費は職員1名分の人件費でございます。8節旅費、10節需用費、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、例年どおりの経常経費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審査方よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。議会事務局、監査委員会含めて歳入歳出それぞれどちらでも結構です。質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで議会事務局、監査委員会の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時39分～13時11分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き総務文教常任委員会を再開いたします。引き続き議案第22号令和3年度長与町一般会計予算の件を議題といたします。ただいまより住民福祉部こども政策課高田保育所の所管についての審査を行います。予算の説明を求めます。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

それでは高田保育所に関わる令和3年度当初予算の説明をさせていただきます。

まず歳入から御説明いたします。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目のスポーツ振興センター共済保護者負担金2万5,000円が高田保育所所管となります。次に14、15ページをお開きください。

13款1項2目民生使用料2節児童福祉使用料の全てが高田保育所所管となります。次に20、21ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の1段目の子ども子育て支援交付金のうち434万9,000円が高田保育所の所管となります。続きまして、2段目の保育対策総合支援事業補助金298万4,000円のうち24万9,000円が高田保育所所管となります。次に24、25ページをお開きください。15款2項2目2節民生費県補助金児童福祉費補助金の3段目、子ども子育て支援交付金のうち434万9,000円が高田保育所所管となります。次に36、37ページをお開きください。20款5項1目雑入の下から3段目、副食費162万円が高田保育所所管となります。歳入全体を令和2年度と比較いたしますと211万円の増額となっております。

次に歳出について御説明をさせていただきます。3款2項3目高田保育所費でございますが、ページ数は94、95ページとなります。高田保育所において平均87名の入所児童に対する通常保育と年間600名の一時預かりの保育サービス、障害児保育、医療的ケア児の受け入れ、加えて子育て支援センター事業運営費の予算となっております。前年度比513万8,000円の増でございます。増額の主な理由として、会計年度任用職員の影響で378万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策として48万6,000円などが挙げられます。それでは節ごとに昨年度と異なる部分を御説明いたします。1節報酬の2段目から6段目は、会計年度任用職員の報酬となります。3,983万5,000円で昨年度と比較して188万5,000円の増額となっております。その理由として職員の有給代替、昨年度は計上しておりませんでした夏季休暇の代替、育児休暇取得職員の代替、新型コロナウイルス対策などが挙げられます。3節職員手当等ですが、正規職員分と会計年度任用職員期末手当です。2,754万9,000円で、548万2,000円の増額となっております。次に98、99ページをお開きください。13節使用料の一番下の保育所ICTシステム使用料ですが、令和3年度より業務効率化と保育の安全性向上、保護者の利便性向上のためにICTを導入することにいたしました。ソフトの使用料が月1万9,800円、年間23万8,000円となります。ほかは昨年度とほぼ同様です。高田保育所所管は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは高田保育所に限って、ただいまより質疑を行いたいと思います。

ページを追って行きたいと思います。まずは12、13ページの12款1項1目1節スポーツ振興センター共済保護者負担金がありました。続きまして14、15ページ、13款1項2目民生使用料2節児童福祉使用料が全て高田保育所。20、21ページについては14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金のうち、子ども子育て支援交付金と保育対策総合支援事業費補助金等の一部が高田保育所となっております。

質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

15ページの13款1項2目2節、児童福祉の延長保育がここに出ているんですけど、あまり数字が出てないので、あんまり延長保育はないと理解してよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

延長保育の料金ですが、保育短時間と言いまして、標準の方からは料金を徴収しておりません。短時間の方から料金を1時間200円徴収をさせていただいております。そして、短時間の方が全体からの割合といたしますと少ないんですね。それで歳入の金額がこの額に留まっております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ちょっと私の聞き漏れがありまして、短時間の方からのみ徴収で、いわゆる普通に来てる人達からは徴収はしていないと。例えば10分とか30分とか遅れてお子さんを迎えに来てても、それは徴収の範囲ではないということで理解していいんですね。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

説明不足で申し訳ありません。標準の保育は、通常保育は7時から19時までの保育になります。標準の方は7時から18時までが標準に当たりまして、延長保育は18時から19時までの1時間に当たります。短時間の方は朝7時から8時までの1時間、夕方16時から19時までの3時間が延長保育に当たります。短時間の方からは1時間200円徴収をさせていただいております。その時間より10分でも超過した場合は、料金は徴収をさせていただいています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ただいま21ページ、22ページ。

次にページを先に進めたいと思います。24、25ページ、ここでは15款2項2目2節子ども子育て支援交付金の一部が高田保育所となっております。

戻っても構いません。ページを進めたいと思います。36、37ページ、雑入、ここでは20款5項雑入の中の副食費が高田保育所となっております。質疑はありませんか。

では歳出の方にもページを進めます。94、95ページからが高田保育所となっております。98、99ページの中段まで、質疑はありませんか。戻っても構いません。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

歳出の99ページ、13節の保育所ICTシステム使用料、概略の説明はあったんで

すけれども、具体的にできるようになったこと。特に保護者の利便性っていう話もありましたので、その点をもう少し詳しく説明いただけますでしょうか。それと、これを運用していくに当たって職員の負担と申しますか、利用をするために職員のスキルとか、そういったのが特別に必要なものかどうか、そういった点も併せてお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

まず初めに保護者の利便性についてですが、欠席、遅刻の連絡を24時間保護者の携帯からメールで送るようになります。そうすることで、朝の込み合う時間帯に電話が繋がらないということも軽減されるかと思えます。そして、これまで緊急時には保育士の方から電話で連絡を差し上げていたので、最後の方になると時間が1時間ほど経過しての連絡になっておりました。例えば、もし明日の行事だとか、もしコロナで休園になった場合とか、保護者が早くに連絡をいただければ職場の勤務の調整とか可能な範囲でできると、今まできっと保護者はバタバタされていたんじゃないかと思うんですが、早くお伝えすることで、保護者が対応できるかなと考えております。また、お便りなども配信ができますので、用紙を無くしたときとかも携帯を御覧になっていただければ内容が確認できるというようなことも挙げられます。そしてスキルの方なんですけど、ソフトの方を使用させていただく会社よりオンラインで指導をいただくようになっております。一定の使い方などは覚えていく必要がありますし、軌道に乗るまでには職員の負担というのは、最初の方はあるかとは思いますが、その後は軽減されるかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

幾つか説明をいただきました。ちょっと一つずつ見ていくと、欠席連絡等は保護者も楽になるし、職員の方もそうですよね、朝の時間帯、少ない人数のときに電話を受ける手間も無くなると。あと連絡の件に関しては、小学校等ではもうメールのシステムを導入している所もあります。もうちょっと大きなものかなと、もっと難しいものかなと考えていたんですよ、これがですね。職員の負担軽減というのはそういった面だけなんですよね。前、民間の方には保育職員の負担軽減のためにシステムを導入しましたよね。それとは全く関係ないというか、公立保育所に導入されているのかは、よく私も把握してないですけど、それとはまた切り離してという考えでいいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

先程は保護者の利便性について御説明させていただいたんですけども、職員の軽減の部分について補足させていただきます。保護者が登園したときに登園管理としてQR

コードで打刻を行っていただきます。現在は保育室に児童の名簿を持って行って、保育士が登園した時間を記入している状態なんですけれども、子どもを見ながらそれを行っておきまして、そちらが軽減されます。そのあと延長保育の集計のために手で書いたものを今度はパソコンに入力して、延長保育が何人いるのか、延長料金が幾らになるのかを手入力で行っているんですけれども、そちらも自動計算になるので軽減されます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

主要な施策に関する説明書13、14ページで子育て支援センター事業が行われているということで、ここの説明を読みますと、おひさまひろばで園に通ってない子どもや親も含めて子育て支援をしていくということで、ただ、予算の説明書の中では子育て支援センター事業に関わるところが非常に分かりづらいついて言いますか、どの分がこっこの説明書の中で出てるのかなというふうにちょっと感じてるんで、そこは細かく分かれているのかなというふうに思いますので、そこは省略させていただきますけれども、この事業においての、例えば国、県は、こうした事業をするからこれだけの国、県の支出金があるとか、そういうのが分かれば少し教えていただきたいのと、今年度予算でここに入っているとおりだと思んですけど、例えばどれくらいの回数でこうした支援事業を行っていくのか、そういうのも分かれば教えていただきたいと思んですけども。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

補助金の関係を説明したいと思います。高田保育所費の中の子育て支援センターに係る分の総予算額が1,296万4,000円になっております。そのうち補助の対象がどの部分ということではなくて、週に5日以上、1日に5時間以上、そして専属の支援員を2人以上配置しているところで補助の基準額が決まっております。国、県の方から650万2,000円が、この「おひさまひろば」の分の補助金として歳入がっているような状況でございます。事業内容については所長の方から御説明をいたします。

○参事（松尾郁子君）

地域子育て支援事業として親子の交流の場の提供、子育てに関する相談援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行うようになっております。ひろばの方は先程御説明いたしましたとおり週5日5時間開放しております。相談援助の部分では、臨床心理士の先生に来ていただいて心理の相談、あとはこども政策課の職員に

来てもらい育児の相談や助産師による相談を受け付けております。そして講習等ですが、お母様方の広場での御様子を観察させていただいて、今、お母様方に必要な講座は何だろうかということを探しながら行う部分と、毎年同じように必要な御家庭に必要な支援を行うために、例えば、産後間もない生後2か月から5か月の第一子のお子様を対象とした母親支援というものを行ったりしております。先程のリモートの件ですけれども、今年度、コロナ対策として御自宅にしながら支援を受けられるように Zoom によるオンラインの講座を開催いたしました。来年度もそれを継続して行う予定です。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

高田保育所について質疑なしと認めます。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。それでは引き続き、こども政策課についての質疑を行っていきたいと思います。予算の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは、こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。説明書の12、13ページをお開きください。歳入でございますが、12款1項1目1節児童福祉費負担金がこども政策課所管です。ここにつきましては例年並みとなっております。14、15ページをお開きください。2節滞納繰越分は滞納額の減少等によりまして前年度の3割程度を見込んでおります。2目1節の養育医療費保護者負担金がこども政策課所管です。未熟児医療費の自己負担分となっております。次に18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち56万2,000円が育成医療費でこども政策課所管です。3行目の障害児入所給付費等国庫負担金がこども政策課所管で、障害児通所給付費に対する国庫負担金で、給付費の見込みから前年度当初より約845万円減額となっております。補助率は2分の1です。次に2節保育所運営費負担金は給付見込み額の増により約5,600万円の増額となっております。3節児童手当負担金は対象児童数の減少により約1,000万円減額をしております。4節の子育てのための施設等利用給付交付金は前年並みとなっております。次に2目1節保健衛生費負担金の1行目、母子保健衛生費負担金がこども政策課です。未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率は2分の1となっております。20、21ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金のうち、1行目の子ども子育て支援交付金は新型コロナウイルス感

感染症対策事業と補助単価の増額により前年度より約450万円の増額となっております。補助率は3分の1です。2行目の保育対策総合支援事業費補助金は保育所等に対する感染症対策補助金で補助率は2分の1となっております。4行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、支援が必要な子育て世帯に対し食糧支援等を通して見守りを行う事業で、全額国庫負担となっております。次に3目1節保健衛生費補助金のうち、2行目の妊娠・出産包括支援事業費補助金がこども政策課です。産後ケア事業に対する補助金で補助率は2分の1となっております。22、23ページをお開きください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。前年並みとなっております。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち28万1,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1、県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1、県費負担金です。国費同様、給付見込み額の減少により約423万円の減となっております。次に2節保育所運営費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金がこども政策課所管です。2節保育所運営費の2行目の施設型給付費等事業補助金は1号認定者の減少により約400万円の減少、ほかは例年並みとなっております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課です。未熟児養育医療費の4分の1、県費負担金です。24、25ページをお開きください。2項2目1節社会福祉費補助金の4行目、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費から6行目までこども政策課所管です。5行目の福祉医療費補助金は乳幼児医療費の減少に伴い約176万円の減額、ほかは例年並みとなっております。次に2節児童福祉費補助金が全てこども政策課所管です。1行目と2行目は昨年と同額を計上、3行目の子ども子育て支援交付金は県費3分の1補助で、国庫同様、補助単価増額と感染症対策補助金により約450万円の増となっております。34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入です。上から16行目、養育医療費返還金がこども政策課所管です。36、37ページをお開きください。一番上の保健事業参加者負担金のうち11万5,000円と6行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課所管です。どちらも例年並みとなっております。

次に歳出です。82、83ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬の4行目から6行目がこども政策課所管です。6行目の児童虐待防止専門員報酬は、虐待対応の強化のため勤務時間を増やしておりまして38万7,000円の増額となっております。3節職員手当等の時間外勤務手当のうち446万1,000円がこども政策課です。今年度は時間外勤務が国庫補助の対象であったために3款2項1目に計上をしておりましたが、3年度からは3款1項1目に戻しているという状況になっておりまして、金額的には例年並みを計上しております。一番下の会計年度任用職員期末手当はこども政策課所管です。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料は児童虐待防止専門員の分です。7節報償費の講師謝礼は虐待対応研修会の分です。8節旅費の普通旅費のうち3万4,000円、研修旅費のうち4万2,000円、費用弁償のうち

5万9,000円、会計年度任用職員通勤手当4万4,000円がこども政策課所管です。10節需用費の消耗品費のうち1万円と印刷製本費28万4,000円がこども政策課所管です。11節役務費の審査支払手数料は福祉医療費の現物給付に伴う審査手数料となっております。12節委託料は3行目の福祉医療費システム保守委託料のみこども政策課所管です。例年並みとなっております。84、85ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の下から4行目、長与町福祉団体育成補助金のうち10万円がこども政策課所管です。長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金です。コロナの影響で活動が厳しいこともありまして、昨年の18万円から10万円に減額をしております。3行下の支援対象児童等見守り強化事業補助金がこども政策課所管です。支援が必要な世帯を対象に、定期的に食事の提供等を通して家庭訪問をしながら見守りを強化するための補助金です。3年度は5団体が活動予定となっております。19節扶助費、下から2行目の小り災見舞金以外がこども政策課所管となっております。一番下の子ども医療費は昨年度より7.6%の増で計上をしております。次に2目障害者福祉費です。障害児に関する部分がこども政策課所管となります。1節報酬、5行目の療育指導員報酬と6行目の補助員報酬がこども政策課所管です。あとで出てきます委託料のところで、1名減で委託をする分を会計年度任用職員で雇用する予定としております。86、87ページをお開きください。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち27万2,000円、4節共済費の社会保険料のうち36万9,000円がこども政策課所管です。療育指導員の分となっております。7節報償費の1行目の講師謝礼から3行目の謝礼までがこども政策課所管です。8節、普通旅費のうち2万8,000円、費用弁償のうち1万円、会計年度任用職員通勤手当のうち4万8,000円がこども政策課所管となっております。10節需用費の消耗品費のうち21万8,000円、食糧費のうち2万円がこども政策課所管です。ひばり学級の訓練用の教材が主なものとなっております。11節役務費の下から2行目の障害児通所給付費支払事務手数料とその下の育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。12節委託料の下から4行目のひばり学級施設管理委託料と、そのすぐ下のひばり学級療育指導業務委託料がこども政策課所管です。報酬のところでお説明しましたとおり、業務委託を2年度は6人としておりましたが、3年度は5人としたために対前年比221万8,000円減額となっております。88、89ページをお開きください。13節使用料及び賃借料のうち、自動車借上料がこども政策課です。17節備品購入費5万円がこども政策課です。ひばり学級の訓練用の遊具を購入する予定としております。19節扶助費の上から8行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費20万円と下から5行目の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費がこども政策課所管となります。障害児通所給付費が年々増加傾向にありましたが、一人当たりの利用回数の減少等によりまして約1,700万円の減で計上をしております。

92、93ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策

課所管となります。前年度と比較をしまして2億7,000万円ほどの減額となっておりますが、大きな要因は保育の受け皿整備が完了したことによるものです。それでは節ごとに変更点を説明していきたいと思っております。7節卒園記念品代は、あやめ幼稚園が3年度より認定こども園となることから5万円増額となっております。12節委託料のファミリー・サポート・センター事業委託料は登録者数の減少により67万円減額しております。18節負担金、補助及び交付金の3行目と4行目の放課後児童クラブに関する補助金は、補助基準額の増額により約276万1,000円増額となっております。下から2行目の放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金400万円は学童クラブ12支援に対し、運営補助金とは別に感染症対策として支給するものです。その下の新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の530万円は、私立保育園、認定こども園、認可外保育施設、病児保育の計14か所の保育に関する感染症対策補助金となっております。19節の児童手当は、対象児童の減少により対前年比1.9%の減となっております。94、95ページをお開きください。児童福祉運営費18節負担金、補助及び交付金は、保育園、こども園、新制度に移行しました幼稚園に対する運営補助金です。変更点を御説明いたします。2行目の延長保育促進事業補助金はあやめ幼稚園の1園分、約180万円増額となっております。中段にあります一時預かり事業補助金は補助基準単価の増額により約170万円増額となっております。下2行のあやめ幼稚園運営費補助金は、1号から2号、3号へ移行することで、トータルで約4,560万円の増額となっております。保育所等に関しましては子どもの数は減少傾向にあります。4月1日入所申込数は昨年度を上回っておりまして、低年齢児期からの保育園利用があるために補助金の合計が約6,100万円の増額となっているところです。98、99ページをお開きください。4目児童館費です。昨年度との変更点のみ御説明をいたします。1節報酬のパート報酬は感染症対策として前年度より123万8,000円増額しております。3節職員手当等は児童構成員10人分で前年度より151万円の増額となっております。10節の修繕料は、消防用設備や自動ドアなどの修繕を予定しております。100、101ページをお開きください。14節工事請負費は南児童館のエアコン交換工事や扇風機の設置工事をはじめ、事務の軽減を図るために5館ともインターネットの接続工事を予定しております。17節一般備品購入費は、2年度の寄附金でたくさん遊具を購入させていただきましたので、3年度は必要最小限に留めまして前年度当初より41万8,000円の減額としております。ほかは例年並みとなっております。

108、109ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費です。1節のパート報酬のうち11万4,000円がこども政策課所管です。予防接種の予診票チェックをお願いしております。8節、普通旅費のうち8,000円、研修旅費のうち1万円、会計年度任用職員通勤手当のうち1万2,000円、10節、消耗品費のうち3万4,000円、印刷製本費のうち28万1,000円、12節、予防接種委託料のうち1億1,823万9,000円、4行目の健康管理システム改修委託料のうち68万2,000円

がこども政策課所管です。変更点は予防接種委託料のロタウイルスが、2年度は10月からの半年分でございましたが、3年度は1年分計上しており、約5,700万円の増額となっております。健康管理システム改修委託料はロタウイルスをシステムに追加するよう予定をしております。110、111ページをお開きください。19節、予防接種助成費のうち61万5,000円がこども政策課所管です。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管です。変更点のみ御説明をさせていただきます。1節報酬の保健師パート報酬が昨年度より328万8,000円の増となっております。これは訪問事業につきまして、例年出生児の全戸訪問を母子保健推進員にお願いをしておりましたが、コロナ禍でもあるため保健師対応としていること。それから育休代替の雇用によるものと相談員の勤務日数を週1日のペースで増やして相談事業の強化を図っております。3節の会計年度任用職員期末手当と4節の会計年度任用職員社会保険料は、子育て支援専門員と育休休業代替の分が増額となっております。7節報償費は母子保健推進員の出生児訪問を保健師へ移行した分が減額となっております。10節消耗品費はコロナ感染症対策のため昨年度より増額となっております。12節委託料の健康診査委託料の増額は、3年度から新生児聴覚検査委託料が1件当たり1,500円から3,000円に増額となったことによるものです。112、113ページをお開きください。19節扶助費の3行目の新生児聴覚検査扶助費も委託料と同様に増額としております。5行目の乳幼児健診扶助費はコロナで里帰り出産された場合の期間が長くなっていることにより、里帰り先で健診を受けた場合の助成費を計上しております。ほかは例年並みとなっております。

次に174、175ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費がこども政策課所管です。7節報償費は3年度より幼稚園が2園から1園に減少したことに伴い減額をしております。18節負担金、補助及び交付金は例年並みです。

最後に主要な施策に関する説明書の13、14ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としまして6項目掲載しております。1つ目が子ども医療費です。小中学生を対象とした子ども医療費につきまして2年度より現物給付としたことで、償還払いであった元年度と比較をしまして小学生は1.42倍、中学生は1.88倍と給付費が増加をしているところです。2つ目は支援対象児童等見守り強化事業補助金です。テレワークや外出自粛など家庭で過ごす時間が長くなっており、虐待リスクが上がっていることを踏まえ、いち早く家庭環境や生活状況の変化に気付くために家庭訪問などにより見守りを強化いたします。3つ目は新型コロナウイルス感染症対策事業です。保育所や放課後児童クラブなど、子育て支援施設において感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費を助成いたします。4つ目は保育所・認定こども園・幼稚園施設型給付費補助金です。教育・保育給付認定を受けた子どもが保育所やこども園等を利用した際の給付費を支給し、子育てと仕事の両立支援を行うものです。6つ目の訪問事業です。出生後、産後うつや孤立した子育てとなっていないか、困り事がないかなど、産後の早期支援を行うために専門職で全戸訪問を実施する予定としております。

以上がこども政策課所管分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではただいまより質疑を行います。ページを追っていきたいと思います。

まず12、13ページ、12款1項1目1節児童福祉費負担金がこども政策課となっております。その下、病児・病後児保育事業負担金、その次のページの保育料滞納繰越分、12款1項2目1節、養育医療費保護者負担金がこども政策課となっております。質疑があればどうぞ。

ページを先に進めたいと思います。次は18、19ページ、14款1項1目2節、3節、4節、そして14款1項2目1節、母子保健衛生費負担金がこども政策課となっております。質疑はありませんか。

ページ戻っても構いませんけど、とりあえず先に進みます。20、21ページでは14款2項2目2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金、支援対象児童等見守り強化事業補助金、あと14款2項3目1節の妊娠・出産包括支援事業補助金がこども政策課となっております。質疑はありませんか。

よろしいですか、では先に進みます。戻っても構いません、22、23ページは14款3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課です。あと同ページの15款1項1目1節の障害者自立支援給付費負担金、障害者通所給付費負担金、2節の保育所運営負担金、施設型給付費等事業費補助金、3節児童手当負担金の児童手当負担金、あと4節と15款1項2目1節の母子保健衛生費負担金、質疑はありませんか。

ページを先に進めたいと思います。24、25ページ、15款2項2目1節の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費、その下の福祉医療費補助金、2節も保育対策総合支援事業費補助金がこども政策課となっております。質疑はありませんか。

ページを先に進めたいと思います。次は34、35ページ、雑入では養育医療費返還金がこども政策課、次ページの放課後児童クラブ光熱水費負担金、質疑はありませんか。

では歳出の方にも入っていきたいと思います。歳入に戻っても構いません、歳出のページも追っていきたいと思います。82、83ページ、3款1項1目1節のうち要保護児童対策地域協議会委員報酬、一般事務補助パート報酬、児童虐待防止専門員報酬がこども政策課となっております。質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程の報酬のところ、児童虐待防止専門員の報酬が少し増額になったという説明だったと思います。全国的にもかなり問題になってる状況ですけど、町内においてもやはり専門員が対応をしなければならないという事例が増えてきている状況なのか、先程の

見守り事業も取り組もうというふうな状況ですから、そういう環境になりつつ、そういう状況が増えつつあるのかなと、ちょっと懸念するところなんですけど、どういう状況か分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

相談件数が非常に年々増えているような状況です。また、一時保護の子どももずっと増えているような状況です。相談件数から申し上げますと、元年度は虐待相談が56件、虐待まではいかないけれども虐待の方に相談が寄せられた分が35件ございましたが、今年度は2月末現在で、虐待の相談が45件、虐待までいかないけれども生活困窮ですとか、そういった相談が100件ございます。一時保護につきましては、元年度が13人、2年度は2月末で既に18人の子どもが一時保護という形となっております。非常に相談が増えているような状況です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今後の予算の組み方などでここまでにしておきたいと思うんですけども、相談があった場合の様々な対処方法があると思うんですけども、解決するのが一番だと思うんですけど、なかなかやっぱり難しいところがあるのかなと思うんですけど、相談を受けて、解決方法の幾つかの例があれば少し教えていただきたい。特に一時預かりなんかは保護者って言いますか、親御さんとの引き離しっていうのが、そういう例だと思うんですけども、具体的に解決方法の事例が何かあれば、少し教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

改善されていた例に関しましては、例えば、コロナで怖くて1人で子どもを抱えて、籠ってらっしゃるようなお母さんには、「こういったお出掛けする場所があるんですよ」という御案内を差し上げまして、例えば支援センターですとか、どうしてもきついときは産後ケアで病院の方でも一時的にお預かり、親子で一緒に過ごすことができる場所があるということを御案内したりですとか、あとは養育支援訪問事業というのがありまして、例えば、育児のお手伝い、家事のお手伝い、そういったものも長与町では無償でさせていただいております。そういった、いろんな支援を受けることで徐々にお母様も元気になられて、育児を前向きに捉えることができたというふうに改善をしていったケースもございます。一時保護になっていくケースは、例えば小さいお子さんが首から上にあざがあった場合、その怪我がどういった怪我なのかを調べるための一時保護であったりとか、子ども自身が家庭にいるのがつらくて自分の方から少し親から離れたいと

いう相談があって、一時保護になるケース等もございます。一時保護になったケースでも保護者と町なり、児相なりが面談を繰り返すうちに親子関係が良好になっていって、家庭引き取りになるケースもあれば、なかなか保護者の改善が見られなくて施設入所という形になっているケースもございます。1回、2回の相談からもうずっと長く関わっているケースもそれぞれございます。昨年度から出前講座等もやっております、小学校とか保育園、幼稚園に虐待の見分け方ですとか、こういった子どもの場合はよく注意して見て下さいねっていう出前講座をずっと今させていただいてるような状況でございます、小学校、保育園もかなり見る目が、こちらに繋いでいただけるケースっていうのも増えてることが、この相談件数の増加にも繋がっているものと考えております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

このページは職員手当のところの会計任用職員、報償費の講師謝礼、旅費の一部、需用費の一部、役務費の全額、委託料の一番下の福祉医療費システム保守委託料が全額ということですね。次の84、85ページでは、18節負担金、補助及び交付金の長与町福祉団体育成補助金の一部、あと支援対象児童等見守り強化事業補助金。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この支援対象児童等見守り強化事業補助金ということで5団体が活動予定ということですが、内容的なことをもう少し詳しく知りたいのと、コロナ関係でとなっておりますが、通常の虐待との関連っていうのはないのか、その情報はどういう所からいただくのか、そういうふうなシステムなのか、そこをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この見守り強化事業補助金ができる背景と言いますのが、このコロナ禍で、テレワークでお父さん、お母さんが家に居る、学校休業で子どもも家に居る。家族の皆さんが一つの家庭に籠っているような状況ということで「リスクがすごく上がっている」ということが一つは言われております。学校の休業であったり、保育園とかが休業になった場合に、元々要保護児童の子ども達を、今までは学校とか保育園が必ず安否確認というのでできていたんですけれども、できなくなった場合に、じゃあ誰が見るのかっていうところで、民間の事業を活用した見守り事業を進めていこうということで、この補助金ができる背景にあるというふうに捉えております。元々の要保護児童の子どもたちの見守りプラス、今、特に先程相談件数を申し上げました100件のうちの大半がやっぱり経済困窮の相談でございます。そういったところもありまして、元々要保護児童であった

子ども、そして、このコロナ禍で新たに新規の相談が上がってきた経済困窮世帯、そういった所を対象にしまして、民間団体に見守り強化事業をお願いして、定期的に家庭の様子を見てもらうっていうことで、家庭を訪問してもなかなか玄関を開けてくれないという所もありまして、食料支援であったり、物資の支援であったり、一つは子どもの居場所作りもしたいということで学習支援とか、いろんな経験ができる場所を作って子どもに直接、支援を届ける、そういった内容が見守り強化事業という形になっています。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その予定をしておられる5団体というのは福祉関係の団体だとは思いますが、どういふ所が関わってこられるのか、お答えできればお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

4か所が社会福祉法人、1か所が一般社団法人。先日、補正のときに話をしました4団体にプラス町内の保育園が手を挙げていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

戻っても構いませんけども先に進みます。このページでいうと、あと19節扶助費の乳児医療費から父子家庭の子医療費と子ども医療費がこども政策課となっております。あと3款1項2目1節の療育指導員報酬とその下がこども政策課となっております。質疑はありませんか。

次ページにいきます。次ページでは、3節と4節の一部、あと報償費では講師謝礼と謝礼がこども政策課、8節旅費では普通旅費の一部、費用弁償の一部、会計年度任用職員通勤手当の一部、需要費でも消耗品費の一部、食糧費の一部、役務費では障害児通所給付費支払事務手数料とその下、12節委託料では、ひばり学級施設管理委託料。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ひばり学級の関係で、ちょっと私この辺全然知識がないので理解を深める意味でお伺いしたいんですけども、療育という関係でひばり学級というのは、ホームページを見た限りではちょっと心配なこと、何か友達とトラブルが多いとか、上手に遊べないとか、集団に入るとちょっと乱すとか、そういう子どもたちが行っておられるということで、まず、そのひばり学級に今行っておられる方は何名ぐらいおられるか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ひばり学級では4つの柱で事業しておりまして、1つが療育活動、1つが地域支援といった児童館とか、保育園を巡回して気になる子どもがいた場合のアドバイス等をしているということと、1つは相談全般、発達に関する相談を受けるっていうところ、4つ目が子育て支援と言いまして、ペアレント・プログラムですとか、お母さんの支援の方をやっております。そして、この療育活動に子どもが実際に通われて療育の活動をされている子どもの数っていうのが2年度で53名、今現在いらっしゃいます。相談件数となりますと年間で840件ほど、あと発達検査等もやっておりまして、発達検査が年間70件ほどしているような状況となっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと多いということでびっくりしたんですけども、このひばり学級に行くっていう判断はもちろん親御さんがするんでしょうけども、検診等々、今、言われたいろんな相談とか何とかあるかと思うんですけども、今、検診は、長与町は3、4か月の検診と、1歳9か月と3歳検診と。その中で、例えば保健師の方からひばり学級の方に「ひばり学級をどうですか」って勧めたりと、そういうこともあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

主に1.9歳児健診の中で気になるお子さんだったり、お母さんの方からちょっと育てにくさの訴えがあったりとか、そういった場合、「すくすく学級」というのを母子保健の方でやっておりまして、その中で子どもの育て方の未熟さがあったりとか、そういったところで子どもが動きがよくなかったりとか、関係性の中でうまくできてない部分と、元々子どもが持っている発達の分でなっていないのか、その辺の見極めと言うか、お遊び教室と言いますか、そういったところのまずは「すくすく教室」の方にお誘いをしまして、その中でこの子はやっぱり発達の方に課題があるってなった場合に、ひばり学級の方に繋げるっていう流れになっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。今53名ということですけども、定員はあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今の体制では大体50名ぐらいが限度かなということで話をしております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

大体、今は満杯という状態なんですね。分かりました。もう一つだけ、今3歳児まで健診があると、要は、そういう親御さんはどっちかと言えば、小学校に上がるときに自分の子はどうかという心配をされるかと思うんですけども、学校に行く前の5歳児健診みたいなのは無いのでしょうか、本町では。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在は5歳児健診っていう形ではやってはおりませんが、5歳児健診の代わりに、5歳児健診は全員の子どもをスクリーニングにかけて発達課題のある子かどうかという振り分けをしていくと思うんですけども、3歳児、4歳児、5歳児になりますと、どのお子様も園の方に所属をしております、大体、園の方から上げていただくようにしているんですね。そこで長与町では発達課題のある子どもを拾っているような形になっております。また、就学前健診のときにこども政策課の方も一緒に、発達課題のあるお子様につきましては教育委員会の方にお繋ぎをするということもやっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

相談が800件以上あると言われて、あと今現在53名と、もう50名が限度だということなんですけども、もっと人員を広げるということは考えてないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この療育活動をする場所っていうのが、長与町は「ひばり学級」っていうのもオリジナルなんです。ほかの町には無い事業です。通常は障害児通所給付費の中で、未就学の子どもも障害児の通所事業所に通って療育を受けるっていうケースと、あと医療機関の方で療育を受けるっていうケースと、通常はこの2つなんですね。医療機関であったり、障害児施設で療育を受ける。長与町はそれにプラスして「ひばり学級」という独自の事業でやっているというところで、それぞれにお母さんとかと相談をしながら、この子どもにとって集団療育が良いのか、個別療育が良いのか、子ども一人一人に合わせて適切な所で療育を受けていただくっていうスタイルを取っているような状況です。ですから、「ひばり学級」を今の現状で増やすというのは、今のところ考えておりません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思います。今87ページですから、次88、89ページは

一番上段、13節の自動車借上料、17節のひばり学級備品購入費、19節小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費と障害児通所給付費、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、育成医療費がこども政策課となっております。質疑はありませんか。

戻っても構いません。ページを先に進めたいと思います。92、93ページは3款2項1目が全てこども政策課となっております。次のページの中段まで、95、高田保育所まで、質疑はありませんか。

ページを進めたいと思います。次は98、99、3款2項4目児童館費が全てこども政策課となっております。次のページの中段の備品購入費まで17節、戻っても構いません。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

95ページの3款2項2目18節負担金の一番下の2つ、あやめ幼稚園ですね。今度の4月から認定こども園になるということで、2号、3号が増えていると思うんですが、人数だけで出るもんじゃないと思うんですけども、あやめ幼稚園の1号、2号、3号、それぞれ該当するお子さんは何名ぐらいかっているのは分かるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

定員が、1号が60名、2、3号が60名という形で4月からスタートする予定でございます。1号に関しては直接幼稚園の方に申し込みってということになっておりまして、最終的な人数っていうのがまだ来てない状況です。2、3号につきましては、今、2次募集まで決定がしておりまして、現在23名が2、3号の入所が決定している状況です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、まだ余裕があると言うとあれですけど、2号3号については入れる、受け付けられるということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

あやめ幼稚園については、まだ23名枠が残っておりますので、この数はしっかり受け入れをしてもらうように話をしておりますので、空いているという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

次が108ページ、4款1項2目感染症予防費、ここが報酬の一部、旅費等の一部、需用費の一部、委託料の一部がこども政策課で説明がされました。質疑はありませんか。

次ページ、19節扶助費も一部説明がされております。あと母子衛生費は全てです。次のページの19節扶助費まで、こども政策課となっております。戻っても構いません。質疑があればどうぞ。

ページは進めていきたいと思います。174、175ページでは10款4項1目幼稚園教育振興費がこども政策課。あと主要な施策の説明書では14ページが説明されております。質疑はありませんか。

歳入歳出全般にわたっても構いません。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

109ページの感染症予防費の12節委託料の予防接種委託料の中にロタウイルスの予防接種があったと思うんですが、先程、正確に説明を良く理解できなかったんですけど、今年度が半年分だったのが一年分になって増額されたというようなことだったかと思うんですが、その理由っていうのは倍増しているんですか。今年度は半分だったのが、来年度は2倍っていう理由はどういうものなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ロタウイルスが2年度の10月から定期接種となりまして、半年間しかなかったということで、今年度が丸々一年ということで2倍と計上をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと個別の項目のことじゃないんですけど、「第2期長与町子ども・子育て支援事業計画」っていうのが令和2年度から令和6年度にあると思うんですが、この中を見ると、幼児期の教育、保育の一体的提供及び推進体制の確保というところの中に、幼稚園教諭、保育士の資質向上の支援というのがあって、取り組みとして幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を行うというのがあるんですが、これは令和3年度の予算に反映されているんでしょうか。それともまだ今回は入っていないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

4款1項3目の利用者支援事業の中の研修、それと虐待研修の中で一つ、あとは高田保育所の方でも町内の保育士を集めての研修会というのをやっております、ちょっとばらばらになっておりますけれども、複数回、研修会を予定しているところです。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。こども政策課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

14時45分まで休憩いたします。

(休憩 14時35分～14時47分)

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより住民福祉部住民環境課の所管について審査を始めていきたいと思っております。予算の説明を求めます。

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆様こんにちは。それでは議案第22号令和3年度長与町一般会計予算、住民環境課所管における主な事業予算について御説明いたします。説明書の方で御説明をしたいと思います。歳入の部から14、15ページをお開きください。12款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合の派遣職員の給与負担金で職員3名分を計上しております。次に16、17、18、19まで続けていきます。13款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料までは、各種証明書の交付手数料を計上しております。同じく2目衛生手数料1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、町指定のごみ袋の販売分と粗大ごみの戸別有料収集の手数を計上しております。2番目のし尿手数料は個人世帯約160世帯と仮設トイレの分を計上しております。こちらは補正予算でも御説明差し上げましたが、大口利用者が下水道へ切り替えたことにより前年より減額となっております。3番目の一般廃棄物処理業等許可手数料は一般廃棄物収集運搬等に対する許可手数料、その下、2節滞納繰越分はし尿手数料の滞納繰越分、その下、3節犬登録手数料は犬の登録や予防注射済票の交付手数料を例年どおり計上しております。次に20、21ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、マイナンバーに関するシステム改修補助金とマイナンバーカード交付に関する事業費と事務費の補助金を計上しております。3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金は循環型社会形成推進交付金で合併浄化槽の1基分を計上しております。次に22、23ページになります。3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。次に24、25ページをお開きください。15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、先程の国庫支出金でも御説明しました合併浄化槽の設置に伴います県からの補助金相当でございます。同じく2節清掃費補助金でございます。こちらは長与市清掃に伴う補助金である長崎県海岸漂着物地域対策推進事業費補助金を計上しております。次に26、27ページをお開きください。3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務委託金とパスポート事務に伴う市町村権限移譲交付金を計上しております。2段下の3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は、墓地と公害の

事務に対する権限移譲交付金を存目計上しております。次に28、29ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄の下から3番目、収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入を存目計上しております。次に34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入になります。真ん中付近です。資源売払収入として464万1,000円のほか、その1行下にあります収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料、2行下、「ながよ町の自然」売払収入等を計上しております。次に36、37ページをお開きください。下段です。5項2目1節弁償金ですが、これは国から通知カードを郵送中とかに破損、紛失、盗難等の事故が起きた場合に手数料が掛かります。これを在目計上しております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。70、71ページから72、73ページまで行きます。2款3項1目戸籍住民基本台帳費1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費までが住民環境課課長以下住民系の職員13名分でございます。8節旅費、10節需用費は例年どおりでございます。11節役務費は、パスポート申請書類と個人番号カード交付事務に係る郵便料やコンビニ交付サービスに係る証明書の発行委託手数料でございます。12節委託料は、戸籍システムやパスポート窓口の端末機、個人番号カード等印字システム、レジスター等の保守や更新業務でございます。13節使用料及び賃借料では、戸籍関係のシステム、個人番号印字システムの使用料やコンビニ交付システムの利用料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金、個人番号カード交付事業負担金、コンビニ交付事業運営負担金でございます。

大きく飛びます。次に112、113ページを最初に、114、115ページまでいきます。こちらからは環境系の歳出予算でございます。4款1項5目環境衛生費1節報酬は環境審議会委員への報酬でございます。7節報償費は交通環境調査を行った世帯への謝礼でございます。8節旅費、10節需用費につきましては例年のままでございます。委託料につきましては、大村湾や長与川の水質低質調査等、業務委託料、コンポスト跡地環境モニタリング委託費を引き続き計上しております。それ以外につきましては害虫駆除や草刈りの業務委託等でございます。15節原材料費は例年どおりでございます。18節負担金、補助及び交付金、主なものは長崎市への火葬場の維持負担金で967万3,000円を計上しております。猫の不妊去勢事業につきましては手術の補助分で、今年度より10頭増やしまして30頭分、24万円を計上しております。このほかに各種負担金を計上しております。6目狂犬病予防費は全て例年どおりでございます。7目地球温暖化対策費でございますが、こちらは昨年度まで省エネルギー対策費として計上しておりました。昨今の情勢を考え、目の名称変更をいたしております。主なものは12節委託料で長崎市、時津町、長与町で形成しております長崎広域連携中枢都市圏で地球温暖化対策計画の共同策定を検討しております。その計画策定に関する算定業務委託料を計上しております。それ以外は例年どおりでございます。

次に116、117ページをお開きください。4款2項1目清掃総務費でございます。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、長与・時津環境施設組合職員を含んだ環境係9名分でございます。7節報償費、資源ごみ回収報奨金は子ども会や自治会等で資源ごみの集団回収に対します報奨金と環境サポーターの報償金でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費は例年どおりでございます。12節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸清掃に係る処理、回収運搬の委託料、きれいな町づくり事業委託料として、シルバー人材センターに常設倉庫の資源ごみの回収や道路河川等の清掃及びパトロール業務など、多岐にわたる業務に係る委託料を計上しております。次に118、119ページをお開きください。13節使用料及び賃借料は、有料道路の通行料と町民一斉清掃や大村湾一斉清掃、こちらのときの船や車、草刈り機等の借上料でございます。次に2目ごみ処理費でございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費はごみ収集員の人件費でございます。8節旅費は例年どおりでございます。10節需用費は、消耗品費のごみ袋製作料が主なものでございます。大は156万4,000枚、中を85万枚、小を55万枚、合計296万4,000枚製作を予定しております。そのほかにもオリジナルトイレットペーパー「ふわあっち!」を6万個。印刷製本費では、これはまだ予定ですが令和4年度からの一部収集運搬の変更を考えております。このためのごみステーションへ設置する看板の製作などを考えております。11節役務費は例年どおりでございます。12節委託料につきましては、可燃ごみの収集運搬、びんの収集運搬、不燃、粗大、資源ごみの収集運搬、補助員としてのシルバー人材センターからの派遣職員を含め、ごみ収集委託料として1億4,162万2,000円を計上しております。ごみ収集手数料徴収業務委託料につきましては、町内各施設や事業所などのごみ袋の販売手数料を計上しております。分別看板設置委託料は、先程申し上げました令和4年度から変更の予定をしておりますステーション等に看板の設置をする業務を考えております。次に18節負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機器設置補助金や資源分別収集助成金と長与・時津環境施設組合負担金を計上しております。組合負担金、熱回収関連の工事費交付税充当分を含めましたところで4億1,699万1,000円を計上しております。26節公課費は例年どおりでございます。次に3目し尿処理費でございます。8節から11節までは例年どおりでございます。12節委託料につきましては、し尿収集委託料、し尿処理委託料、し尿料金システム保守点検委託料、し尿投入施設運転管理業務委託料をし尿に関する委託料として計上しております。13節使用料及び賃借料は、し尿料金システムリース料、17節備品購入費では納付書作成用のプリンター購入を考えております。以上が予算の説明になります。

続きまして、主要な施策に関する説明書になります。11、12ページに主要な施策をお示ししております。次に24ページに特別職、非常勤職員の報酬の人数とか、予算額を計上しております。28ページに補助金・負担金一覧を、38ページには長期継続契約予定分、39、40ページの基金の状況では、下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管でございます。併せて御確認をお願いしたいと思います。

以上が住民環境課所管の令和3年度の予算となっております。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。

ページを追って、環境、住民併せて進めていきたいと思います。まずは14、15ページ、12款1項2目衛生費負担金2節職員の派遣分が住民環境課となっております。次に16、17ページは13款2項総務手数料の中の戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、次の諸証明等手数料。19ページ、13款2項2目衛生手数料。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

13款2項2目衛生手数料1節清掃手数料でゴミ収集手数料、ゴミ袋の販売費と粗大ゴミ代が入っている説明だったと思うんですが、ゴミ袋に係る分はこのうち幾らになっているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

3,688万4,000円のうち、ゴミ袋は3,668万1,050円です。粗大ゴミ手数料が4万4,550円と15万8,400円、これを通常の有料収集と考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程ちょっとメモし損ねたんですが、し尿処理手数料に係るし尿処理の戸数を言われたようだったんですが、ちょっと控えてなかったもので、もう一回お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

個人世帯につきましては160世帯相当を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それではページを進めていきたいと思います。20、21ページ、14款2項1目総務費国庫補助金1節の全部ですね、質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

以前もどなたかお聞きになったかもしれませんが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード交付事業費補助金と事務費補助金、この補助金の算出根拠というのはカードの発行枚数とか、そういうのに比例しているのでしょうか。この補助金の金額の出る根拠ってというのがあれば、教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

事業費補助金は人口割になります。事務費補助金は事務の費用ですので、人件費とか、需用費、役務費、リース料とかの当町で必要な費用という部分で計上をしております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

入ってくるお金ですけど、その人口割というのは4万2,000なら4万2,000、ずっと変わらず来るんですか。それともカードを製作した人の人口が減ってくるとそれに応じてこうした補助金も変わってくるものなのか、そこはいかがでしょうか。

○委員（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

これ、国の総事業費もまず変わります。それと人口も随時変わると聞いております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

申し訳ないです。国の総事業が変わるって言うのは、カードを交付することでその分カード交付事業が少なくなるから変わるというところ。そこが変わると人口割に対してですので金額も変わるというふうな理解なんですか。人口が変わるっていうのは、そういう理解ですか。大体大元が、例えば100万円必要だったのが交付が進んで80万円になりましたと。この80万円に対して人口割で補助金が入るから、ここに入ってくる金額が変わってくるというふうな理解でよろしいのか。先程言いますようにカードを交付したことで必要な人口が減ってきたというふうな場合で、その人口割が減るというふうな形のものなのか、もう一度お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず、国の事業費につきましては、私どもでどうなるというレベルではないと考えております。あと、あくまでも住基の人口に応じて変わってくると、人口で変わってくるという分はその部分になります。カードの発行枚数は関係ありません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

確かに全体事業費は国が決めることですから。全体事業費が変わるから、さっき言うように100万円全体あったのが、今年は80万円になりましたと。80万円に対して人口割4万2,000人が変わらないということで、この事業費は当然下がってくるみたいな、増えれば増えた分、減れば減った分という形で考えていいのでしょうか。国の全体事業費の人口割で入ってくるということで、そういう理解でよろしいのかですね。

○委員（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

はい、その通りで、増えたら増える、減ったら減ると思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

このページですと、あと14款2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金が住民環境課になっております。ページを進めてまいります。次のページ14款3項1目2節が住民環境課、質疑があったら戻っても構いません。次のページは24、25ページ、15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の浄化槽設置整備補助金、その下の2節清掃費補助金が住民環境課となっております。

ページ進めます。26、27ページでは、15款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金が住民環境課、そのページの15款3項3目1節保健衛生費委託金のここは市町村権限移譲等交付金の墓地と公害が住民環境課、在目計上となっておりますね。

ページを進めたいと思います。次に28、29ページでは、16款1項2目利子及び配当金の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入が住民環境課、これも在目計上となっております。戻っても構いません。質疑はありませんか。

次、34、35ページ、雑入では資源売払収入、収入印紙売りさばき手数料、「ながよ町の自然」売払収入が住民環境課となっております。次のページ行きますと20款5項2目弁償金が住民環境課となっております。歳入では以上です。歳出の方にもページを進めていきたいと思っております。70、71ページ、2款3項1目、ここから次のページの全部、73ページまで住民環境課となっております。質疑はありませんか。

ページを先に進めます。戻っても構いません。112ページ、4款1項5目環境衛生費から翌ページの全部と、ページ数でいけば116、117、119、121ページの上段まで住民環境課となっております。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

117ページのリサイクル料でお聞きします。去年が7万6,000円で今年度も17万1,000円ということで、これ多分粗大ごみで残った分のリサイクル料に当たるのかなというふうに思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

粗大ごみとか、一部不法投棄と言いますか、そういったものにも対応しております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

令和3年度、一年間かけて令和4年度からの廃止に向けての周知を行っていくということですが、そのことによって逆に不法投棄だったりとか、放置ごみとか、そういうものが増えていくんじゃないかと。ただ、収集で終わるならいいんですけど、このようにリサイクル料が掛かってくるっていうことも考えられるんですけど、その辺りの対応策というのは考えられているんですか。もうとにかく収集をしてリサイクルに回すしかない、そういうふうなことで考えていかれるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

不法投棄等でありますテレビとか、冷蔵庫、そういう家電4品目につきましてはリサイクルルートがありますので、どうしてもそちらの方で処理をしなくちゃいけないということになりますので、その分、令和4年度に向けて、そういうものが増えるんじゃないかということで、今回ちょっと多めに予算を組んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

はかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

119ページ、10節需要費で消耗品費、主にごみ袋の作製費ということで、あと販売をしてもらっていますよね。その分はごみ収集手数料徴収業務委託料でいいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

はい、そのとおりです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうしますと、ごみ袋を作って販売をして3,560万円ぐらいになるわけですね、ざっとですけど。先程、収入でちょっとお聞きをしたのが、それを作って、売る経費まで含めて3,560万円でしょう。売って収納するのが3,670万円ぐらいなんです。先程の説明を聞きますと、わずか110万円ぐらい、そんなに差がないぐらいの数字なんですけど、この話は、私は前も聞いたんですけども、わざわざ長与町のごみ袋を作って販売して、「それに入れて捨ててください」という意味があるのかなというのをちょっとですね、これぐらいの差であればですね。私はもっとごみ袋代で処理費を徴収しているんだというような印象を持ってたものですから。作る経費と売る経費っていうのはかなり差があって、その差額分をドンと処理費に充てているんだというような、ずっと印象を持ってたものですから。これぐらいの差であれば、住民にそこら辺からごみ袋を買ってきて、そのまま捨ててくださいという方が住民もやりやすいし、意味があるのかなという感覚をしているんですけど、いかがですか。そこら辺考えたことありませんか。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

売る分と作る分だけの数字で見ると、どうしてもそういうふうに見えてしまいます。その分については否めない部分はあるかと思えます。しかしながら、やはり一定、住民の方に負担をしてもらってるっていう、気持ちって言ったらかかしいですけど、統一性を持って長与町の方でやっていくっていう、うまい言葉では言えないんですが、ほかにも他市町村の袋とか、黒い袋とか、何でも良いとなると、基本的にモラル的な秩序の部分もありますので、こういった形で、一定個人も負担をしてるという気持ちを持っていただきたいという部分を入れて上げております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

要はこういうやり方でいいんでしょうけど、採算が全然合わないんだったらもっと袋代を上げるとか、何かそういう発想にはいかないのかなと思って。何のためにしているか全然分からないわけですね、これでは。「黒い袋とかに捨てられたら」と言いますが、透き通った何も書いてない袋でも良いわけでしょうから、そこら辺は、これでは事業的にはしている意味はあんまりないなというような感覚になれば、ごみ袋代をもうちょっと上げんばっじゃなかなとか、そういう発想になれなかったのかなと思って、ちょっとお聞きをしているんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

このごみ袋代というのが、やはり地域性と、あと今流行りで言うとリッター1円、うちで45リットルの袋で言うと45円というのが全国的な流れができているというのも把握はしております。その状況について、果たして長与町がそれに合ってるのかどうか、先程も最初に申しました地域性、こういった部分で長与町だけ大きく上げていいものかかどうかという部分も含めて、これは以前からの検討課題という形になっていたと思っております。これについては今ここでお答えは難しいですが、引き続き検討は続けていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

是非研究を。同じ店で売っている長崎市の袋なんかもっと安いんじゃないですかね。安いながらも赤字は出してないと思うんですよ。売り値が安過ぎるということじゃなく、作る経費も高いんじゃないかなとか、いろいろ私どもは考えるわけですよ。だからもう少し研究をされて取り組んでいただければと思います。この質問はこれで終わります。

次、し尿収集手数料ですけども、これ実際、下水道に例えば繋がれている所でまだ汲み取りだとか、下水道がなくて浄化槽にもしないで汲み取りだとか、状況はいろいろあると思うんですが、浄化槽は1軒、例えば改良、改造するとなると大体平均的に浄化槽に替えるとすればどれぐらい掛かるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

新築で設置する場合には大体100万円から110万円ぐらい。汲み取り便槽から浄化槽に変えた場合には中の配管とか、トイレとか、電気とか、そういうものを含めて先程の100万円、110万円にプラス40～50万円掛かるということで、汲み取り便槽の場合には140～150万円ぐらい掛かるという情報を貰っております。そこでなかなか設置が進まないのではないかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そんなに掛かるんだったらなかなか進んでいかないというのも理解はできるんですが、歳入の10倍ぐらいの費用を掛けて、し尿の汲み取りをされているというような状況ですよね。何か改善ができませんかあとということで、今聞いた金額が安ければ、この1、2年分の予算で無料でしてやっても元が取れるんじゃないかなとか、ちょっとそういうのも頭に浮かんだものですから質問をさせていただいたところです。答弁結構ですので。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も浦川委員と同じごみ処理費で準備をしたもので、若干被る点がありますけれどもよろしく願います。まず先程説明の中で消耗品費、これは全額ごみ袋なんですか。トイレットペーパーも含んでいるという説明があったかと思うんですけど、先程はもう全額ごみ袋代みたいな感じで答弁をされていたので、まずそこを確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

消耗品費の中には、それ以外のトイレットペーパーとか、クリーンボックスの補修費の材料費とか、そのほか各種消耗品も入っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

作製の話があって、作製単価が高いんじゃないかとかいう話がありましたけども、これが作製っていうのは、委託じゃなくて消耗品費で上がっているということは購入ですよ。ちょっとこの辺りの説明、購入先は前の委員会でも社会福祉関係の事業所を利用するという話は聞いたことあるんですけども、どうなっているのか、そこですね、委託じゃなくて購入になっているっていうこと、ちょっと改めてお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

委員おっしゃられるとおりに社会福祉協議会に作製をお願いしております。直接購入するというのが、実際は原材料とか、袋の元になるものっていうのは社会福祉協議会が仕入れて、そこで製袋をして、町には物として納品のみになりますので、あくまでもその物を購入するという形で消耗品費として計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。ちょっと浦川委員と同様のことを言うんですけども、ここ数年のごみの増ですね。浦川委員がおっしゃったごみ袋を廃止するっていうのも、一つはごみ袋自体がごみですから、こんだけの金額のものがごみ処理されているっていうのもまた事実ですよ。ごみの総量抑制からいろいろ今後考えられているんですけども、指定ごみ袋にすることによって抑制するっていう考え、これ両方分かるんですね、ごみ袋がごみになるということと、ごみ袋をすることによって総量を抑制するという相反するような、どちらを取るかっていう。また、ごみ袋単価を上げるっていう方法も一つですよ。やっぱり総量を少なくする、今のごみ処理場がもう本当にいっぱい状態、この

コロナ禍で燃えるごみとか増えていますよね。片や今、事業系ごみが減っているのも何かキープしているっていう状態だと思うんですよ、ごみ処理場は。だから、一定歳入を増やすというのも本当必要だと思うんですよ。浦川委員がおっしゃった収入のごみ袋手数料がそれにしか使えてないっていうところはやっぱり問題だと思うんで、市町村によってこれは、考え方はいろいろあると思います。長崎市の場合は「事業系ごみ以外は多分手数料は入ってない」と私聞いたことあるんですけど、その代わり事業系ごみ袋はかなりの高額ですよ。だからやはりもうちょっと政策を、すぐにはいかないでしょうけど、これから数年かけていろいろなことを考えていく中で、やはり受益者負担の部分っていうのも私は増やしていくべきだと思いますが、答えがどこまでいただけるかわからないんですけど、見解を頂ければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ご提案ありがとうございます。その件につきまして、やはり今現在、時津町と一緒にやってます、全てのごみ等をですね。それもありますので、長与町、時津町、そして環境施設組合、この3者で話を続けていくしかないのかなと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

地球温暖化対策費について伺いたいんですが、主要な施策の方にもある新しい事業だと思うんですが、ちょっと新しい事業なので順を追って聞きたいんですが、まず長崎市と時津町と連携してということで、財源も一般財源ということなんで別に国から言われてというようなことじゃないと思うんですけども、これをまずやることになった経緯、長崎市が言い出したとか、何かちょっと簡単にでいいので経緯と、その排出量を算定する業務だけで、その目的は温暖化対策実行計画の策定ということで、その計画策定までのスケジュール的なものがあればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

この件につきましては、まずは長与町と時津町でいろんな地球温暖化の話をしていたところに、長崎市の方から地球温暖化対策計画と一緒に作ってはいかがでしょうかという話をいただきました。それが始まりになります。町としても以前の議会での話になるんですが、どうしても単独で動くよりは、少しでもやはり生活圏とか、地域圏と一緒にしたところで作りたいという思いもあったもので、ちょうど良い話だと思いまして進めるようにした次第であります。内容につきましては、今年度はまだ何も動かないんです

が、来年度、この算定費で計上しておるように、まず基礎数値をいろんな事業所とか、自治体からもいろんな資料をまず集める。その資料を持って今度計画を作っていくんですが、この計画につきましては、長崎市が主体となって市役所の職員が基本的に作るという形で考えております。そのため、来年度の基礎数値を出すための委託料、この分だけで最終的にはこの資料が令和4年度にでき上がるものと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私も詳しくないんですが、算定というのはどういうふうに行われるんですか。今、事業者とおっしゃったと思うんですが、事業所ごとに何か算定する、そういうやり方というのがあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今回この算定を出すに当たって、今まで長与町でこういったことをやったことはありませんでした。そのため長崎市の方にいろいろ話を聞いた中での答えになりますが、まず大手の事業者、要は電気事業者、ガス事業者とか、あと車関係のタクシーとか、運送関係、こういった所からの資料集めをするということでは聞いております。詳細につきましてはまだ検討中になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

算定業務委託ということですので、文字どおりどこかに委託されるんだと思うんですが、これはそういう特殊な算定技術というか、そういうのをどっか持ってるようなところがあって、いわゆる随意契約になるのか、これも入札できるものなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今回、いただいた分につきましては、まず基礎数値につきましては長崎市が今現在行っている事業者の方から見積もりをいただいております。ただし、最終的にこの数値を上げる事業者につきましては、その業者でなくても構わないと確認をしております。ただし、なかなか特殊な業務ですので近くにはあまりいないよという話は聞いております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

まだまだ全然これからですし、検討中ということなんですが、事業所メインで算定し

て、何かそういう温暖化対策をするということは、事業所に行って排出量の規制とかということになるのかなと思うんですが、そういうところまで考えているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

事業所のみならず、人口とか、土地の広さ、そういったものを全て含んだ形での算定になります。そのため、あくまでも事業者に責任を押しつけるとか、事業者に対しての話ではなくて、事業者、住民、それぞれいろいろありますけど、全てのものに対して話をしていくということで、どこかに規制をかけるという計画を作る予定ではありません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で15時50分まで休憩いたします。

（休憩 15時41分～15時50分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより福祉課所管の審査を行います。予算についての説明を求めます。

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和3年度長与町一般会計予算の福祉課所管につきましてご説明させていただきます。歳入総額は5億9896万5,000円で、対前年度比3,697万4,000円、6.5%の増加となっております。また歳出の総額は、正規職員の人件費を除きまして9億9,822万6,000円、対前年度比6,241万円、6.6%の増額となっております。歳入歳出いずれも障害者自立支援給付費に関する経費が主な増額の要因でございます。

それでは説明書に沿って説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の14、15ページをお開き願います。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち老人福祉施設入所者費用徴収金、その下の過年度分高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管でございます。老人福祉施設入所者につきましては5名分、過年度分につきましては平成30年度に高齢者虐待により措置を行った1名分、高齢者生活福祉センターにつきましては12名の入所者分となっております。13款1項2目1節社会福祉使用料は老人福祉センター丸田荘の入浴施設利用料でございます。次に18、19ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち3億5,115万6,000円が福祉課所管で、前年度比2,497万8,000円の増額となっております。これは障害者福祉サービスなど障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫負担分でございます。次にまいりまして、14款2項2目1節社会福祉費補助金は全て福祉課所管で、地域生活支援事業補助金につきまして

は障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金は2分の1の国庫補助となっております。また、そのうち30万円は中核機関立ち上げ支援事業に係る国庫負担分となっており、事業内容につきましては歳出で説明させていただきます。同じく3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金のうち415万7,000円が福祉課所管分で、原爆被爆者対策の特別事業として窓口や電話などでの相談業務に対する国庫補助で全額補助となっております。続きまして、22、23ページをお開き願います。15款1項1目1節社会福祉費負担金の2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億7,557万8,000円が福祉課所管で、4分の1の県負担分となっております。こちらも国庫負担金同様、障害者自立支援給付費の増額に伴い前年度比1,248万9,000円の増となっております。次に24、25ページをお開き願います。15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1番目から3番目までが福祉課所管でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金につきましては、ともに2分の1補助、地域生活支援事業補助金は国庫補助枠の2分の1補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金のうち、在宅福祉事業費補助金が福祉課所管で老人クラブの活動に対する補助基準額の3分の2の補助となっております。次に26、27ページをお開き願います。15款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管で、原爆被爆者対策事務に係る交付金と戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等支給事務交付金、障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲交付金、そして戦傷病者の補装具支給等の請求事務に係る権限移譲交付金でございます。次に28、29ページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金の上から4番目、地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管でございます。次のページにまいりまして、17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては福祉課所管でございます。32、33ページをお開き願います。20款3項1目1節貸付金元利収入のうち2番目の災害援護資金貸付金元利回収金が福祉課所管で平成3年の台風災害への貸付金の回収分でございます。次のページにまいりまして、同じく5項1目1節雑入のうち上から7番目、清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、2つ下の各種施設電話使用料のうち1,000円が福祉課所管、6つ下の高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、5つ下の丸田荘利用料は全額福祉課分でございます。丸田荘利用料は、丸田荘1階部分を社会福祉協議会がデイサービスに利用をしており、その分の賃貸料と光熱水等の負担分でございます。次に、そこから5つ下の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち75万3,000円が福祉課分で、これは後期高齢者の健康対策事業に対して交付されるもので、高齢者交通費健康づくり助成金のうち入浴施設利用等に関する助成に活用しております。次のページにまいりまして、上から10番目の地域福祉活動計画策定負担金が福祉課分で、第3次長与町地域福祉計画と併せて社会福祉協議会の活動指針である地域福祉計画活動計画の策定を行うことに伴う社会福祉協議会の負担金でございます。次に、その3つ下の緊急通報システム事業利用者負担金と2つ下の高額療養費支給に伴う福祉

医療費返還金は福祉課分でございます。以上が歳入の福祉課所管でございます。

続きまして歳出でございますが、82、83ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬は上から3つの民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会及び地域福祉計画推進委員会の委員報酬が福祉課所管でございます。地域福祉計画推進委員会につきましては、第3次地域福祉計画の策定の年となっております4回の開催を予定しております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、住民福祉部長、福祉課職員及び子ども政策課職員の人件費でございます。7節報償費のうち2番目の原爆受難者の碑管理謝礼が福祉課分で、8節旅費につきましては普通旅費のうち20万円と費用弁償のうち5万4千円が福祉課分でございます。10節需用費につきましては消耗品費のうち6万5,000円、食糧費につきましては全額が福祉課所管でございます。12節委託料は3番目の福祉医療費システム保守委託料を除いて、あとは全て福祉課分でございます。2番目の地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委託料につきましては、両計画を一体的に策定することで行政と社会福祉協議会の連携強化を図ることを目的に、同じ理念や方向性の下で長与町の地域福祉を推進していくことを目的としたものでございます。次のページにまいりまして、上から3番目と4番目の中核機関立ち上げ支援事業委託料と中核機関運營業務委託料につきましては、成年後見制度利用の促進に関する法律に基づき地域における権利擁護支援や成年後見制度利用促進を中心として担う中核機関の設置を行うものでございます。13節使用料及び賃借料は福祉課所管、18節負担金、補助及び交付金につきましては一番下の支援対象児童等見守り強化事業補助金を除いて、あとは全て福祉課所管でございます。下から4番目の長与町福祉団体育成補助金のうち41万2,000円が福祉課分、上から6番目の社会福祉協議会運営補助金につきましては、社協の総務及び地域福祉業務に携わる職員の人件費に係る補助でございます。次の老人福祉センター運営補助金につきましては、施設の整備及び保守点検に係る補助でございます。19節扶助費につきましては、下から2番目の小り災見舞金が福祉課所管、24節積立金につきましても福祉課所管でございます。2目障害者福祉費でございますが1節報酬では、上から5番目の療育指導員報酬と療育指導員補助員報酬を除いて、あとは全て福祉課分でございます。次のページにまいりまして、3節職員手当等につきましては会計年度任用職員期末手当のうち83万6,000円、4節共済費につきましては会計年度任用職員社会保険料のうち78万5,000円が福祉課分でございます。7節報償費のうち下から2番目の自立支援協議会研修会時講師謝礼と長崎地域福祉有償運送運営協議会委員報償費が福祉課分、8節旅費につきましては普通旅費のうち20万2,000円、費用弁償のうち20万1,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち8万4,000円、10節需用費につきましては消耗品費のうち10万円、食糧費のうち3万2,000円、印刷製本費につきましては全額が福祉課分でございます。11節役務費につきましては、通信運搬費から6つ目の成年後見制度利用支援事業事務手数料までが福祉課分でございます。12節委託

料につきましては、ひばり学級に関する委託料2つを除きまして、あとは全て福祉課分でございます。次のページに移りまして、13節使用料及び賃借料につきましては有料道路等使用料と駐車場使用料、18節負担金、補助及び交付金につきましては全て福祉課分でございます。次に19節扶助費につきましては、上から8番目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、そこから8つ下の障害児通所給付費、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、育成医療費以外が福祉課分でございます。このうち4番目の自立支援給付費につきましては前年度比5,894万7,000円の増額となっており、これは就労系サービスの利用者が増加してきていることに伴うものでございます。次のページに移りまして、4目原爆被爆者対策費につきましては全て福祉課分でございます。

続きまして100、101ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございます。7節報償費の長寿者敬老記念品代につきましては100歳を迎えられる方への記念品代、長寿者敬老祝い金につきましては77歳、88歳、100歳を迎える方へのお祝い金でございます。10節需用費のうち下から3番目の水道使用料、下水道使用料、電気使用料につきましては、実績を考慮して減額計上をいたしております。次のページにまいりまして、12節委託料でございますが、上から5番目の緊急通報システム業務委託料につきましては、ひとり暮らし高齢者などの生活に不安のある方に対して、緊急時の通報、日常生活における相談並びに定期的な安否確認などができる装置を貸与するもので、2月末時点の設置者数は55件となっております。14節工事請負費の丸田荘改修工事費につきましては、丸田荘1階の天井裏配管が老朽化により漏水を多発しているため実施をするもので、今回の改修工事では配管を新しくすると同時に外側配管にする予定といたしております。19節扶助費のうち一番下の高齢者交通費・健康づくり助成金につきましては、高齢者の外出機会と健康づくり、介護予防を目的として、バス利用券、タクシー利用券及び健康づくり助成券のいずれか希望する券を対象者に交付し、助成をするものでございます。

続きまして224ページ、225ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書でございますが、一番上の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が福祉課分でございます。

次に主要な施策に関する説明書の24ページをお開き願います。特別職・非常勤職員報酬一覧でございますが、一覧表の上から2つ目が福祉課分でございます。続きまして、29ページが補助金・負担金一覧でございます。次に39ページの基金状況につきましては特定目的の3番目、地域福祉ボランティア基金が福祉課所管でございます。

以上が一般会計予算の所管分でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。またページを追っていきたいと思います。歳入の14、15ページ、12款1項負担金3節老人福祉費負担金のところで福祉課所管の説明がされました。上から3つ、13款1項2目1節老人福祉センター「丸田荘」使用料、

次が18、19ページ、14款1項1節、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費負担金の一部が説明されております。質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思います。質疑があればお願いします。20、21ページでは14款2項2目民生費国庫補助金1目社会福祉費補助金、同じページの3節老人福祉費補助金の一部が福祉課所管となっております。ページ戻っても構いません。ページを先に進めたいと思います。次22、23ページは15款1項1目1節の障害者自立支援給付費負担金の一部ですね。次のページは15款2項2目1節、上から2つ戦没者慰霊碑等維持管理費補助金、福祉医療費補助金、それからその3節の老人福祉費補助金、在宅福祉事業費補助金が福祉課所管で説明されております。質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思います。26、27ページ、15款3項2目1節社会福祉費委託金のところは全部福祉課所管と説明を受けました。質疑はありませんか。

ここで質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

以前にもあったのか、よく分からないんですけども、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等支給事務交付金、在目計上ではありますけど、これはどういう形で使われるのか。在目計上ということはこれから交付される予定だということだと思うんですが、その金額についてもまだ不明なのか、対象者がどういう形になるのか、ここを具体的にちょっと説明していただければと思いますけども。

○委員（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

5年に1回、戦没者遺族に対して支給されるもので、長与町在住の方につきましては私どもの方が窓口になっております。国の方に申請をいたしまして年間で5万円分の債券が5年分来ますので、総額25万円を受け取れるという制度になっております。その分の手数料といたしまして入っているものになります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そしたら事務の手数料としてここに上がってくるということで、説明していただいた5万円の5年分、25万円については別のところに入ってくる。それとも直接支払われるんですか。あともう一つ、この対象者になるのは戦没者ということで、どういう形でどれくらいいらっしゃるのか、そこまで分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

正確な人数を持ち合わせておりませんので分かりませんが、恐らく150人ぐらいかと思われます。申請をいただきましたら日銀の方から長与町役場の方に国債がやっけてまいります。この国債を御本人にお渡しをして、本人が郵便局の方で引き換えを行うということになっています。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めます。戻っても構いません。28、29ページでは、16款1項2目1節の地域福祉ボランティア基金運用収入。次のページでは17款1項寄附金の民生費寄附金、社会福祉費寄附金、存目計上でありますけども御説明をいただきました。

続けていきたいと思えます。32、33ページでは20款3項1目1節のうち、災害援護資金貸付金元利回収金が福祉課所管。次のページは雑入で、福祉課所管は清涼飲料水自動販売機設置使用料、各種施設電話使用料、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、丸田荘利用料、後期高齢者医療制度特別対策補助金。次のページでは地域福祉活動計画策定負担金、緊急通報システム事業利用者負担金、高額療養費支給に伴う福祉医療費返還金が説明を受けております。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

37ページの地域福祉活動計画策定負担金236万5,000円なんですが、ちょっと説明を聞き漏らしていたら申し訳ないですが、これはどこから来る収入なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和3年度に地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定いたします。地域福祉計画につきましては役場の計画になります。活動計画につきましては社会福祉協議会の計画となりますので、社協から入ってくる収入となっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、すみません、もう歳出の方になっちゃうんですけど、社会福祉総務費の委託料にあります策定委託料がこれになるんですよね。これはどこに委託するんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

委託先につきましては今から選定を行いますので、プロポーザルによる提案をいただきまして、一番良い業者の方を選定したいというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

では、歳出の方にも入っていきたいと思います。戻っても構いません。歳入の質問でも構いません。ページの方は歳出に入っていきます。82、83ページ、3款1項1目社会福祉総務費で、この中の福祉課所管は報酬では上3つと給料等はこども政策課と重なるということでした。報償費の原爆受難者の碑管理謝礼、旅費の一部、費用弁償の一部、需用費の一部、食糧費等々が説明されています。先程の質疑がありました社会福祉計画等々が福祉課となっております。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の地域福祉計画と地域福祉活動計画、これは何年に一回やっているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

現在の第2次地域福祉計画につきましては6年間の計画となっておりますので、6年間で計画をしたいと考えております。活動計画につきましては、今までこういったものを正式に作ったことがないものですから、実際に何年にするかにつきましては、一般的には4年となっておりますけれども、ちょっとまだ詳細には決まっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

次の84、85ページ、委託料の続き、ここでは福祉課は中核機関立ち上げです。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

85ページの中核機関立ち上げ支援事業と運營業務委託、この2つが入っておりますけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。この業務委託っていうのはどういう所に委託をされるのか、そこら辺まで含めてお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

まずは必要性につきまして申し上げますけれども、現在高齢者等が増えてまいりまして、認知症等により判断が低下してきた方につきまして、例えば金銭管理が困難であったりとか、契約ができないであったりとか、消費者詐欺のターゲットになったりとか、やはり自分でできないことによって、いろんな不利益をこうむる可能性があるという事実が出てきております。今後、こういった方に対しまして成年後見制度の利用の方のニーズ

っていったものが高まってくるというふうに考えております。実際、今制度の方はあるんですけども、全国の数字になりますけれども、利用者の方が令和元年度12月現在で22万4,000人いらっしゃるんですけども、実際に2025年度推計になりますけれども、認知症の方が700万人というふう推計がございます。その数からいたしましてもやはりこれに対してまして、何かしら事前に手を打っていく必要があるというふうに考えておりますので、是非ともこれは進めていきたいというふうに考えています。委託先につきまして、今、社会福祉協議会の方が生活困窮者の支援だったりとか、その辺のことをやっておりますので、その繋がりというのはございますので、是非ともそちらの方をお願いをしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これ、立ち上げも、運営もということですか。この成年後見人というのは、多分資格ではないんですけど、実際に成年後見人になるには何か条件があるって聞いていたんですが、そういうところも含めて社協が全て運営から業務までされるということでの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

中核機関と言うのは、要は役場の方が当然設置をする必要がございますので、長与町役場で申し上げますと地域包括支援センターを直営で行っておりますので、そちらの方に恐らく看板の方を設置すると思います。そこが中心となりまして、主な業務につきましては社協の方で担っていただきたいというふうに考えております。後見人につきましては将来の話ですけども、市民後見という形でいろんな方が後見人になれるような形にしていきたいというふうに思っておりますので、これは少しずつになりますけれども、講習等を通して少しずつこの制度の認知度を高めていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ではページを進めていきたいと思えます。このページでは13節で説明がありました。18節は一部こども政策課を除いて福祉課、19節扶助費では小見舞金が福祉課所管となっています。地域ボランティア基金積立金、報酬では上から4つが福祉課所管と説明をいただいています。質疑はありませんか。

次のページに行きたいと思えます。職員手当、共済は一部、報償費は下2つ、8節旅費も一部、需用費も一部と印刷製本費、役務費では通信運搬費から2つを除いた福祉課所管、委託料でもひばり学級以外は福祉課所管となっております。質疑はありませんか。

次のページに行きたいと思えます。88、89ページは使用料、賃借料では有料道路

等使用料、駐車場、負担金18節では全てが福祉課所管、19節では在宅介護見舞金から自立支援医療費、日常生活用具費から成年後見制度利用支援事業費、あと障害者医療費と難病者医療費が福祉課所管と説明を受けております。いいですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

89ページ、19節扶助費の自立支援給付費で対象人数が増えたっていう御説明があったんですけども、どれぐらい増えるのか、それを教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

対象者の件数っていうのは、ちょっと人数が今、押さえ切れていないんですけども、給付額の全体として令和元年度で5億6,100万円と47万775円が決算値となっていて、平成30年度が5億1,000万円を超えるような状況となっておりまして、平成28年からの増加率が1.08ずつ、毎年給付率が上がってきているような状態になっておりまして、また報酬改定の方もいろいろな加算が増えてきたりとか、障害福祉サービスを提供する事業者が町内の方にも、先程課長が「就労系サービスが増えている」って言ったんですけども、その事業所の数も増えてきているっていうことで、障害者の方からすればいろいろなサービスを利用しやすい環境になってきているっていうこともあって、給付を利用する支給が増えてきているような状況になっております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

数が分かれば、それが一番分かりやすいんでしょうけども、いろいろ費用がそれぞれあるから、なかなか難しいと思うんですけども。この自立支援給付は介護給付とかいろんなのが入り混じっていますんで、その中でどれが一番大きなウエイトを占めてるか、ちょっとそういう観点から教えていただければありがたいんですけども。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

障害者のサービスにつきまして様々なサービスがございまして、先程ちょっと申し上げましたけども就労系のサービスの中で就労継続支援B型っていうものがございまして。どちらかと言うと重度の方が軽作業を行うようなイメージでよろしいかと思います。そういったものにつきまして、令和元年度の決算で申し上げますと1億6,000万円程度が該当するということになっております。ですので、全体の5億6,000万円に対して1億6,000万円ですので、割と大きなウエイトを占めているのかなと考えております。また、生活介護というものがございまして。これは高齢者で申し上げますとデイ

サービスのようなもの、割と重度の方が利用されるデイサービスですね、そちらの方も伸びておりますので、こちらの方が令和元年度の決算で1億5,800万円になっておりますので、この2つのサービスが伸びております。それを考えますと、要は地域で暮らす障害者の方が利用しやすくなったのかなというふうに考えています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思います。91ページは3款1項4目が全て福祉課と説明を受けております。あとページが進んで100、101ページ、3款3項1目から次のページの中段からちょっと下の19節扶助費までが福祉課所管となっております。

西田委員。

○委員（西田健委員）

103ページの委託料で緊急通報システム業務委託料が設置件数55件。ちなみに前年度43件、費用は全く同額なんですけども件数というのは額と関係ないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

予算上は同額を取らせていただいております。同じ金額で毎年するような形にさせてもらっておりますけれども、これは以前、敬老祝い金であったりとか、高齢者関連の事業の見直しを行った際に、一応これを主な事業としてやっていこうということでやっておりましたので、事業費につきましてはこの規模を確保していきたいというふうに思っております。実際の利用につきましては先程申し上げましたように55件になっておりますけれども、少しずつ伸びておりますので、是非今後も利用していただきたいというふうな意味も込めまして同じ金額で計上いたしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

あと歳出では224、225ページが説明を受けました。それと主要な施策に関する説明書では24ページ、29ページ、39ページ等を説明を受けております。歳入歳出、また、その他資料での質疑も受け付けます。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで福祉課所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。本日の委員会の日程はこれで終了いたします。

また明日も9時半から委員会を再開いたします。本日はお疲れさまでした。

（閉会 16時37分）